

B. 61

14

昭和三十三年二月十七日(月)



人口問題審議會第十四回總會議事速記錄

於 九 段 會 館

一 開 会

午後一時三十分

一 議 事

潛在失業対策に關する件

一 閉 会

午後四時五十五分

出席者 (五十音順)

会 長 永 井 亨

会長代理 板 沼 一 省

委 員 足 立 正 (代)

大志摩 孫四郎

大 沢 英 子

小 汀 利 得

賀 川 豊 彦

木 村 忠 二 郎

工 藤 昭 四 郎

小 島 文 夫

奇 藤 有 幸

沢 田 節 藏

田 辺 繁 雄 (代)

寺 尾 琢 磨

專門委員

德 永 久 次 (代) 中 西 實 (代)

福 田 邦 三 藤 原 節 夫 (代)

堀 田 健 男 山 中 篤 太 郎

岡 崎 文 規 黒 木 利 克

古 屋 芳 雄 館 稔

本 多 龍 雄

幹 事 吉 田 信 邦 (代) 磯 野 太 郎 (代)

橋 本 寿 三 男 立 川 宗 保 (代)

中 野 正 一 (代) 有 馬 元 岩 (代)

午後一時三十分閉会

○田辺委員代理 お待たせいたしました。これから第十四回の人口問題審議会を閉会いたします。

○永井会長 議事に入ります前に、先日の第一部会の席上で沢田委員から、第一回、第二回の決議に対して政府はどういう対策をとったかという御質問がありましたので、黒木さんから御説明を願うことにし、それから議事に入りたいと思えます。

○田辺委員代理 昭和二十九年の八月に、人口の量的調整に関する決議というのがなされております。これは前文、主文及び措置から構成をされておりますが、その前文では、人口政策としての家族計画の普及を促進する方途に關し以下のごとく決議するとして、その主文におきまして、政府は従来行われておる受胎調節等を單なる母性保護の立場からのみとなく、総合的人口政策の一環として家族計画の立場から取り上げること、出産制限を希望する者に対しては、ことご

とく適正なる手段と便宜とを与え、またこれが普及を困難ならしめておる一切の障害と摩擦とを排除する方途を講ずるよう措置すること。それから最近大なる流行を見ておる人工妊娠中絶は手術後の再妊娠率はなほだ高く、従つて調節の目的を達するためにはたびたびこれを繰り返す必要がある、その結果、母体に対して好ましくない影響を与えるがゆえに、政府は現下の人工妊娠中絶の流行をそのおもむくままに放置しないで、適當な措置を講ずることというようなことをうたいまして、九つの措置を指摘したしております。第一は、家族計画推進のための政府の責任をもつと自覚をし、これを担当する部局を設置する。これが指導組織を確立して、民間諸団体の積極的な協力を促す措置を講ずる。第二には、家族計画の普及徹底をはかるために、受胎調節の、実地指導員の活動に対する指導を主にして積極的活動を促す。それから第三に、家族計画を広く国民各層に普及せしめるための措置を講ずる。それから家族計画は、これを真に必要な人々に普及するように生活困窮者に対しては無償または廉価の受

胎調節の手段を配付する、それから工場、鉱山その他の事業場に対しても積極的に働きかける、それから人口の量的及び質的動向に関する調査研究というものをもつと行なうて、行政の参考にする、それから家族計画技術の研究を援助促進する、それから人工妊娠中絶の手術をなしたる医者に対して、患者がこれを繰り返し返すことのないよう胎調節に関する知識の供与を行ふ義務を与えるというようなことがその内容でございます。

これに対しまして、政府のとりました措置は、まず民間団体の協力を得るために、民間団体に対する助成費が昭和三十年年度予算で初めて計上されております。それから受胎調節指導員の積極的活動促進のために、実地指導員に手当を月千円支給するという予算が昭和三十二年度に計上されております。それから生活困窮者あるいは低所得階層に対する避妊用器具なり薬品の全部または一部公費負担制度というものが、昭和三十年年度から受胎調節特別普及事業として実施されております。それから工場その他の事業場への働きかけとしては、優生保護相談所に連絡協議会を設けまして、民間会社等団体との連絡を密にして積

極的労働きかけをしております。それから人口の量的、質的動向に関する調査研究につきましては、ここ数年間零細企業あるいは農村等典型的な社会集団についてその人口学的な調査を行つております。また労働力の類型等から見ました世帯分布とか傷病者の人口移動の実態のほかにも、厚生行政調査におきましてこれらの量的、質的動向に関する研究をいたしております。なお就業構造基本調査というのが昭和三十一年に行われまして、国民各階層の就業構造の調査をいたしております。それから家族計画技術の研究の促進につきましては、県単位のプロックで家族計画研究会を作りまして、ここで研究の推進をやつております。それから妊娠中絶を行なった医者に受胎調節に関する知識を供与する義務を課することは優生保護法の法律に規定をいたしております。現在そのような趣旨の指導をいたしております。

それから次に昭和三十年の八月に、人口収容力に関する決議が出されておりますが、この内容は二部に分れておりまして、第一部は現状の分析をいたしま

して、第二部が基本対策を明示しております。その中に対策の骨子と緊急措置
というのかございまして、対策の骨子という中には、簡単に申し上げますと、
今後十数年にわたつてなすべき事項として、わが国経済自立の達成を目標とす
るわが国産業の高度工業化等のこと、投資財源の計画的確保のこと、労働力人
口の合理的編成について詳細にうたつてあります。それから社会保障の確立と
いうような内容でございしますが、これに対しましては、昭和三十年の末に策定
された経済自立五カ年計画におきまして、この決議の趣旨を十分に取り入れて
あります。すなわち安定経済を基調として、経済の自立と完全雇用の達成をは
かるということがこの自立五カ年計画の目標とされております。さらに財政投
融資の効率的な運用とか雇用の増大とか社会保障の充実が具体的な対策として
詳細に掲げられております。

なおこの自立五カ年計画が策定されました後、事情の变化に基きまして、
新たに新長期経済計画が策定されておりますが、その中においても同様の趣旨が

織り込まれておりまして、特に資本蓄積の推進、基幹部門への資金流入の確保、科学技術の振興、農産生産力の樹立、向上、中小企業の振興あるいは社会保障の充実、民生の安定、雇用の増進ということが計画上の重宝施策として掲げられております。

それからこの決議に、当面緊急に実施を要する事項として十項目ほど掲げてございますが、この中には第一に、賠償問題を解決し、東南アジア諸国との経済協力をはかる、それから産業政策及び雇用政策的な考慮を強く織り込むとして、いろいろ詳細なことが書いてあります。それから生産的な公共事業の拡充実施をはかる、中小企業の質的向上と輸出産業化を基調とする再編成を強化に行う、職業紹介、失業保険などの諸制度の充実をはかり、積極的に成人労働力の再教育制度について工夫する、生活保護法による困窮世帯の対策なり所得対策をうたつております。それから結核対策、科学技術の振興対策とか、それから人口対策の見地から経年五カ年計画をさらに再検討して、対策に遺憾

なきよう措置を講ずる、家族計画を中心とする新生活運動が国民運動として成長しつつある機運に留意して、政府においてもその発展に協力する。これは説明を申し上げるまでもなく、それぞれ各省におきまして具体的に解決に着手し、あるいは予算措置を講じておるわけでございます。

以上でございます。

○永井会長　それでは第一部会長の寺尾委員から、先月十二日の午後閉まりました第一部会並びに十四日に閉まりました起草委員会の経過を御報告願います。

○寺尾委員　去る十二日のこの審議会の第一部会におきまして、藤林敬三君が委員長に選任されましたが、藤林君は大へん忙しくて、そのときも途中で退席されたので、私が代理としてそのときの藤林君のかわりを勤めました。その際この決議案につきまして、皆様から大へん御熱心な御意見を承わったわけであり、問題は、その及ぶ範囲が非常に広く、困難な問題がたくさん含まれておる。関係から大へん活発な御意見を承わることができましたが、またそのためにその際

その御意見に倣つて直ちに内容を書きかえるという時間もなくなつたため、
その際承りましたことを基礎に出来るだけ書き直してみるといふ点に
つきまして、委員の皆様御承認を得たわけでございます。その結果、去る十四
日に工藤先生のところにおかれ、関係者が集まりまして、この席上で承わつた
ことを出来るだけ考慮して内容の書きかえを試みたわけでございます。われわ
れといたしましては、その際の御発言を極力尊重して、なるべく穩健なものに
いたしたいと努力いたしましたつもりでございます。しかしこの委員の方々の御意
見がかなり正面衝突しておるような場合もございしますので、書きかえた結果
が必ずしもすべての委員の方々に御満足を得られるかどうか、この点はいささ
か私とも心もとなく思つておりますが、私ともしましては、無用の摩擦
を避けるという心がまえと同時に、この審議会がいろいろな意見をいけば最大公
約数的に総合して、妥当な案を出すのがわれわれの任務と考へまして、そのつ
もりで一応文案をかえてみた次第でございます。きようはこれから最初に文章

をお読みいただき、それから本田委員からその修正した箇所、これは実はどれほどたくさんではございませんので、その修正した箇所についてなるべく詳しい御報告を承りたいと思つておる次第でございます。どうも、あらためてもう一度御審議をお願いしたいと思います。

○永井会長　それではこれから起草委員長の工藤委員から修正をいたしました要点だけを御話しいたしまして、それから修正した新しい案を朗読願います。

○工藤委員　起草委員会の皆さんの大へんな御勉強によりまして、一つの案を作ったわけでありますが、この案を先週の水曜日に第一部会に付議いたしました。その席上またいろいろの御意見が出まして、結局その御意見を取り入れて原案を作ることを会長と部会長と私におまかせをいただいたわけでございます。その意見を取り入れまして、きょうお手元に差し上げてございます原案ができたわけでございます。

水曜日の部会と同題になりました点は、当日御次第になりましたが、石井先

生から農業関係の対策につきましまして三ヶ所ほど、これは主として表現の仕方でもございしますが、その点について改め、もらいたいという御意見がございました。これは全部石井先生の御意見通りに修正をさせていただきます。場所は二十ページの第一行目の「従来の農業政策」云々というところから「望みたい」というところとありますが、これを今度差し上げました案に直してあります。

それから三行目に「採算ベース」というのがございますが、「採算ベース」というのがどうも言葉の上でははっきりしないというので、これもそこに書いてあるように修正いたしました。

それから終りから六行目のまん中ごろに「これを農家として保全するよりもむしろ別途の方向へ収用する積極的な転換方をうち出すべきである。」と、これも表現をかえまして、「産業政策全体としてうち出すべきである。」というふうに書きかえたのでございます。

そのほか当日の席上でいろいろ問題が生まれまして、たとえば第二ページの最初

のところでございますが、二行目に「不完全就業層の肥大」という形で行われて
いるのである。ところが心に表現されております。それを不完全就業層をな
くすることができなかつたというふうに直しました。こういうことが労働省関
係からお話がありましたし、またそれらに関連しまして八田委員などから二、
三の修正意見が出ております。なお賀川先生から、もう少し具体的に書いたら
どうかというお話がございましたが、これはあまり具体的に羅列いたしますと、
どうしても網羅することができませんので、その点から非難を受けるくらいが
ございますので、結局こういうふうに抽象的に書かざるを得ないということ
で御了解を得ましたので、その点は修正をしてお返ししません。

それから八ページの終りから二行目に「正常な形の就業者は年毎に減つてお
り、ところがこのことではございましたが、これは、あまり増加しないというふう
に文句を直してみたらどうか」という御意見が出まして、その趣旨をくんで訂正
してございます。

二四
それから第二部の十三ページでございます。第二部の対策と方向につきましても労働者側の御意見では、最初の方は労働省としては、現在は雇用量を増大するような政策をとっているのだ、従つてこの書き方は少しこういう点にそぐぬ節があるのではないか、こういう御意見が述べられました。

また十四ページの初めから三行目に「場合によつては治安対策的な傾向をおびざるを文なかつた。」というのがあるが、この「治安対策的」というのは穏当でないということで、これもさういうふうな訂正いたしました。

それから十九ページの「対策の内容」でございます。これに對しましては八田委員から、どうも表現が平面的に書かれておつて、すつきりしなわ、もう少しわかりよく簡潔に書いたらどうかという御発言がございましたが、時間的な制約もありまして、これを簡潔に書き直すことは非常にむずかしいものでありますから、御了解を得まして、大体起草委員会が作りました案に從つて、本日差し上げました原案を作つたのであります。

それから二十四ページの初めから二行目でござりますが、最低賃金制について「制度上の考慮が払われることが望ましい」という原案にありましたものを、事実上の考慮というふうに直してみたらどうか、こういう御意見が出ましたが、最低賃金制につきましては、その前のページに漸進的に行なっていくようなことが書かれてありまして、そして「制度上の考慮が払われることが望ましい」という表現だから、これでいいのじゃないか、こういう皆さんの御意見に従って、原案のまま残しとさせていただきます。

それから最終のページ、二十六ページでござります。第一行目に「産業教育の徹底」、^x「撤」の字が誤字になつておりますが、これを「産業教育や職業訓練の徹底」とそこを直しておりました、産業教育と職業教育とを別に表現した方がいいたろうということ、そういうふうになりました。

また「海外への雇用の道の開拓」というのがだいたい問題になりました、「海外移住の促進」というようなことに改めた方がいいというお話がございました。

また天田先生から、これは別に一つの項目として掲げたらどうかというお話もございましたが、これは部会でも検討せられる問題でございしますので、この表現で御了承願う。こういうことになったわけであります。

訂正の箇所は概略申し上げたようなこととございしますが、何しろ着在失業問題につきましても、日本の特殊事情に基くものもありますし、資料も整備しておりませんので、検討するのに非常に困難を来たし、たわけでございます。なおその上に最近ではわが国の就業人口というが、過度的に急に小えるような状態になっております。それに加えて最近では世界的に経路がリセッションの段階に入りまして、その対策は非常にむずかしい問題に入つたのであります。起草委員の方々の大へんな御勉強によりまして、ともかくこういうふうなまとめ上げたのでありますから、その点御了承をいただきたいと思ひます。

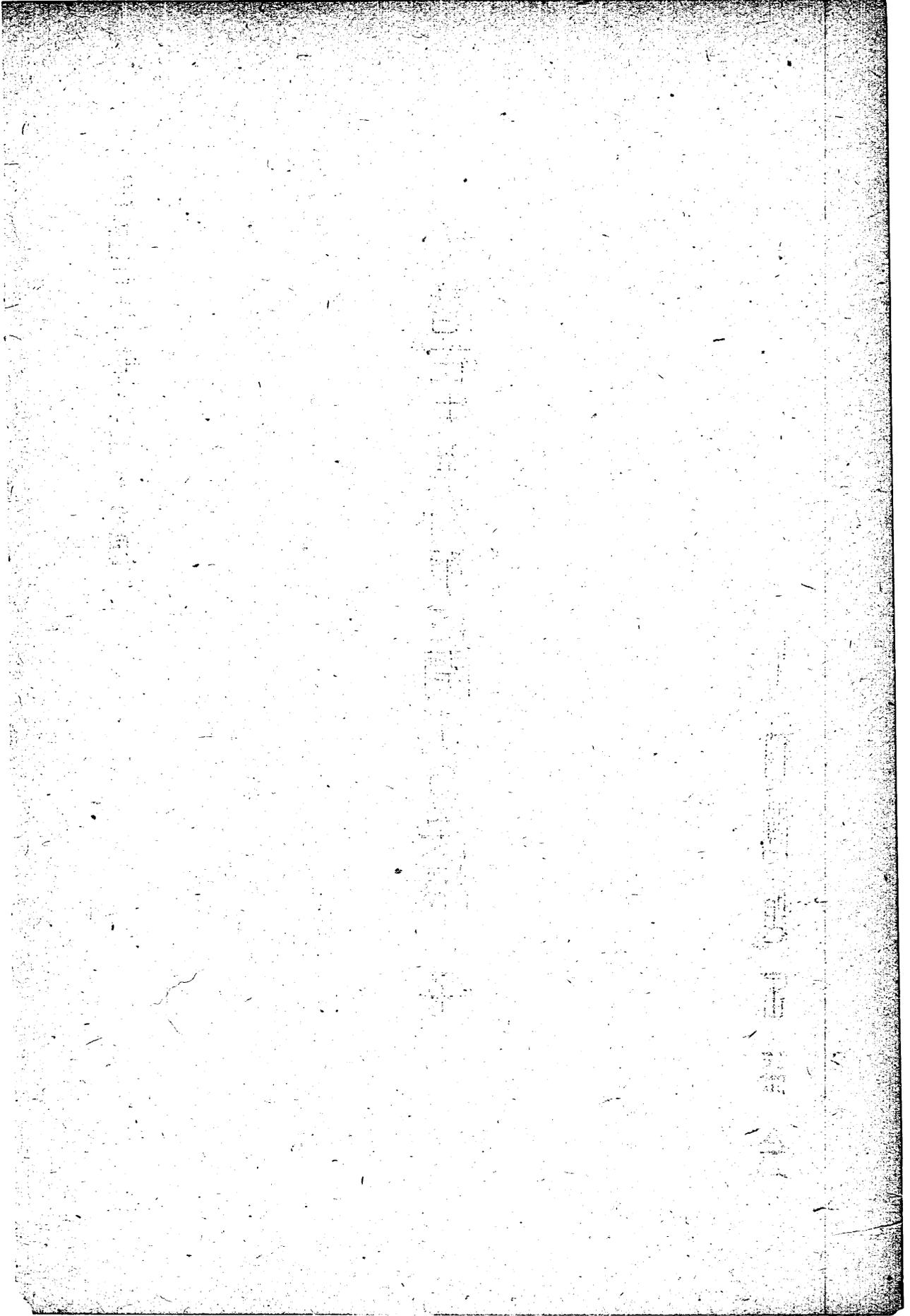
○永井会長　ありがとうございます。それでは修正いたしました原案を朗読していただきます。

〔朗読書入り〕

昭和三十三年三月十七日

潜在失業対策に関する決議（案）

人口問題審議会



目次

まえがき

第一部 現状の分析

第二部 対策の方向

第三部 対策の内容

附帯決議

かつて、本審議会は、昭和三十年八月の、人口収容力に関する決議に際して、わが国当面の人口問題の中心が雇用問題にあることを明らかにし、その打開のための努力を要請した。

戦前の多産多死型の人口動態は、戦後決定的に少産少死型のそれに移行するに至ったので、われわれは、いま、既往の多産と現在の少死とがかさなり合つて、生産年令人口が異常に増大する転換期の苦難に直面している。このような人口の構造変動から必然化される雇用問題の重大性についての本審議会の見通しは、その後の雇用状況の推移の中でいよいよその確証を加えつつある。

この一箇年間日本経済はその量ならびに質において著しい成長を示し、激増する労働力を大過なく吸収しえたばかりでなく、雇用構造の近代化と高度化へのきざしも窺われるに至つた。しかしながら主として工業部門に吸収されたこれら労働力も、その大部分は臨時工としての、乃至は中小企業部門での雇用の増加であつた、生産性も低

く、所得も極めて少く、労働時間も正常でない、いわゆる不完全就業層はこゝでも広
汎に存在し、少しも収縮の気配をみせていない。世界的にも左目的的となつた経済の
驚異的拡大のなかにおいてすら、このような状況であつたことはわが国における雇用
関係の正常化がいかに根本的な対策を必要とする困難な仕事であるかを痛感せしむる
に足るものである。そのうえ、今後のわが国の経済成長のテンポは、多くの専門家に
指摘されているとおり、今までのように高いものではありえないであろう。現に昭和
三二年一二月一七日発表された新長期経済計画においても、より低い成長率が採用さ
れている。もしもそのように今後の経済が進むとするならば、雇用状態の改善には格
段の努力を必要とするであろう。もしも政府が来るべき時期に雇用や所得の不均衡是
正について特段の施策を行いえないとするならば、正常な雇用の吸収はより停滞し、
賃金や所得の格差はより拡大して、国民経済の正常な発展そのものが阻害されるお
それがある。

本決議はこのような観点から、特に潜在失業を中心として現状の分析を行い、と

らるべき対策の方向を明らかにしようとするものである。

1. 本審議会かこゝに特段の対策の対象としてとりあげる潜在失業とは表面からみれば就業であるが正常な就業と見ることでできない就業である。いいかえれば、それは就業というよりも、失業の一形態と見られる就業である。わが国では不況期においてさえ失業者が顕在化されることはきわめてすくない。人口増加の圧迫を背景とする雇用の相対的不足は失業としてあらわれることなく、あたかも武蔵野の逃げ水のように、潜在失業として吸収されていく。それはわが国特有の経済構造と深くむすびついた現象であつた。したがつてこのような潜在失業は今までは普通のこととして見逃され、眞剣な対策の対象として取り上げられることがなかつたといつてよい。

2. しかしながら、われわれは最近の状況の変化について眞剣な考慮を払わねばならぬ。同知のように大企業を中心とする産業部門は、世界市場での貿易競争にぞんえ、最近より一層設備の合理化、拡大に、技術の改善に努力を集中しつゝある。しか

かしそこでは生産増大の反面、労力節約が行われている。これらの部門では賃金や所得は強力な労力組合の存在もあつて、比較的高く保たれている。しかるにこれと対蹠的に前近代的な労資関係にたつ中小企業や家族経営による零細企業、さらに農業部門では、資本や設備の相対的不足を賃金や所得の低下によつて補強してゆかねばならないために、そこに雇用される労力力の潜在失業的性格をいよいよ濃化せざるをえない。このようにして経済雇用ならびに所得の不均等な格段は雇用と所得における矛盾と社会的緊張を疏往にまして加速的に増大せしめつつある。しかしわが国経済がその特殊な構造の中で今まで大過なく収容してきた大きな人口増加が深刻な人口問題として現われるに至つた理由もまたそこにある。

三 戦後十年すばらしい成長をとげてきたわが国経済も、この問題を解決することなしには今後ひきつづいて正常な前進を行うことはできない。潜在失業の存在は今や大きな社会不安の温床とさえなりつゝある。景気変動の故も人口増加の趨勢も、いまは最も苦難な時期に差しかゝっているが、国民経済の今後の正常な前進のために

われわれは当面の応急処置に終始するだけでなく、同時に勇氣と決断をもつて潜在失業問題の重大化する国民経済の場そのものの改編作業に手を打たねばならない。わが国人口問題の解決もそれをおいては望むべくもないであろう。

第一部 現状の分析

最近の増大しつゝある就業者のうちには、短時間就業、就業の不規則、収入の不足その他の原因によつて追加労働あるいは他への転業を希望するものが多い。これらはいりもなおさず、潜在失業増大化の一つの指標であるが、その分野は、わが国産業のあらゆる部分に及んでいる。大企業においても臨時工や日傭労働者の存在はその別個の姿である。極めて概括的にその特長をあげてみると以下のようなものである。

1 農業では、その労働力吸収の母胎である耕地面積が、戦後縮小している。多角経営への進歩、土地利用の高度化はこれを大きく相殺してはいるが、耕地面積が実質

的に拡大されたとまではいえまい。之に対し農業に依存する労力は戦前よりもかなり多い。もちろん農業部門における終戦直後の超過剩的な就業状態は今ではほぼ旧に復したといつてよいが、しかし、農家の兼業が中、上層農家にまで増大傾向を示しているのは、この部門における労力の過剩が新しく濃化している証左といえよう。戦後農業技術は格段に進歩し、農業生産力は著しく上昇した。それは新しく農家の階層分解をおし進め、農業からの離脱を必要とされる非生産的農家を増大させている。その一部は最近急速に脱着しはじめると到つたが、しかし彼らの大部分はまだ完全に離農あるいは離村できずに、猫額大の土地にしばりつけられている。

林業と漁業では賃労力の占める比率が大きいが、これらの賃労力にはまだ多分に旧い雇用関係が残っている。それと平行してまた双方とも農業との兼業が著しく多い。特に漁業における就業者総数の三割は、潜在失業的状况といわれているが、家族全員の雑多で且つ不完全な労力所得をよせ集めて生計を立てている。そのような零細農家の生活体制はその過剩労力を並次的工業その他の産業の労力に転化さ

せるのに極めて困難な事情にある。その呉は零細兼業農家の場合もまたおなじである。

三五

ヲ、戦後は農林殖業部分も、経営合理化の必要に駆り立てられるに至つたので、戦前のように都市の失業を吸収す貯水池的な役割は最早はたさなくなつた。それだけに都市での潜在失業は戦後とくに深刻な様相を呈するようになったといえる。都市での中小企業、零細企業の比重は戦後も圧倒的に高く、雇用の吸収を担当しているのは主としてこれらの部門である。しかし工業の分野をとつてみても、底賃金層を多くしているものは大きい。また戦後着加した就業者の大半を吸収した商業とサービス業での就業のうちには、合理的な雇用形態とはみなされない部分が多過ぎる。なお主として自己の住居で内取に終事している家内労働では委託者側からの一方的な契約に束縛され、余りにも低い報酬が支払われている。労働は著しく苛酷であるにもかゝらず、それから得られる報酬は家計収入のほんの支えにしかなつていない。しかもこのような局面が今や都市生活の底辺に漸次拡がりつつある。

4 今や広れに、着在失業的な症状が一般化しつつある。その全貌を単一の指標によつて計量することは多少問題はあるが、労働力調査の結果によれば、全就業者のうち、週三十五時間ないし四十八時間というもつとも正常な形の就業者はあまり増加せず、週二〇時間未満あるいは週六〇時間以上の短時間就業者と長時間就業者が年々著しく増加している。特に非農林業の自営部門ではこのような傾向が著しい。着在失業的失業増加の一端はこゝにもはつきり窺われよう。

5 以上のような傾向は中小あるいは零細企業部門において典型的に現われているが、正常な就業を保持している大企業もしくはこれに準じる部門でも、たとえば臨時労働者にみられるような着在失業的な現象が普及しつつある。これらの臨時労働者は、今では、季節的労働者や見習工、あるいは退職後の老令者の労働というようなものではなくて常用労働者と同じ労働力が同じ労働に従事しながら、異つた賃金と労働条件におかれているのである。すなわち臨時労働者として採用されたために、雇用関係が不安定であり、退職金その位の保障的制度からも除外されていることが多い。

ら。またこうした臨時労働者のうちで最も窮迫した層が取業安定所の窓口にあられれる登録日雇労働者である。日雇労働者は戦前は主として農村の零細層から横すべりの形で移動してきたものであつた。それが現在は、主として都市の諸産業からの落層人口によつて占められるに至つた。且つそれは一時的、待期的なものではなく恒久的な形に変化し、失業対策事業の就業者とみられるように、一種の常時定職化の傾向を示すに至つてゐる。

7. こうした潜在失業はやがて公的扶助の対象として沈殿していく。もちろん、被保護層はたゞ能力としての労働力からみれば失業とは異なる性格のものであろう。本来は貧困と失業とは區別すべきものである。しかしわが国のように、失業が失業として顕在化しないところでは、経済的にも、肉体的にも労働能力上のげはじめは明かでない。いいかえれば貧困と失業とが隣り合せ、且つ、重なり合つてゐるといえる。

潜在失業の日本の形態の一端にこうした被保護層があることを忘れてはなるまい。

8. 最後に、新規学校卒業生についてみると、日本の産業は、既就業の経験者よりも

未就業者として新規学校卒業者を需要する度合いが大きいため、新規学校卒業者の就取率は比較的好調を辿っている。農業その他の自家営業の家族従業者として残る者も最近はいちじるしく減つてきた。しかし自家以外で就取する新規学校卒業者の大部分は中小及び零細企業に吸収されているものであることを忘れてはならない。

以上のような種々の姿をとっている替在失業の共通的な点は、(1)低い所得、(2)正常でない労働時間、(3)不安定な雇用関係であり、またこれをその発生する産業の場からみると中小、零細企業や自営部門が多く、これら部門に共通な低い生産性が労働力の過剩供給に支えられていよいよ痼疾化しつつある点にある。

その計数的測定はきわめて困難であるが、総理府統計局が昭和31年7月に行った就業構造基本調査の結果に基いてその一端を窺つてみると次のようである。

(1) 世帯の収入、即ち全世帯員の勤労所得のほかには財産所得や公的扶助までも加えた現金収入の総額が一月平均一万円(但し農林業自営世帯については八千円)

に属さない世帯は、単身者世帯の場合も加えて、四百万をこえ、全国世帯の二〇パーセントにちかひ割合を占めているが、これらの最底所得世帯内において収入活動に稼働されている労働者の総数はほぼ六百万、総労働力の一五パーセントに及んでいる。

(四) また、個人を単位とし、家事や通学のかたわら仕事をしているような者を除いた仕事を主とする者のみについてこれを見ると、その事業からの年間現金収益が一〇万円（但し農林漁業の場合は六万円）に属さない自営業主の数は、農林漁業とその他で各々約百万人計約二百万人、自営業主総数の二〇パーセントをこえており、また一カ月の所得が八千円（但し二〇才未満では六千円）に属さない雇用の数は男女計五百万人、総雇用量の三〇パーセントに達している。そのうち、男子のみをとつてもその数は二百三十万をこえ、男子雇用量総数の一九パーセントにあつてゐる。

(五) もし又、仕事を主とする雇用量について一律に月所得六千円未満のものをひろ

つてみても、その総数は男女計三百三十五万、全雇用者の一四パーセントにも達している。

これらの数字はいずれの事態の深刻さを実証して遺憾のないものといえよう。しかもわが国では今後十数年間人口増加の圧迫が非常に強いので、よほどの対策が実行されないかぎり、それはさらに増大することがあつても縮少する公算は少ない。

第二部 対策の方向

以上のように広れかつ多量に存在する潜在失業に対する対策が容易に確立しつたいことはいうまでもない。われわれがここで強調したいのは、可能なかぎりその対策を推し進めること、しかも経済ベースの上でその解決にむかつて努力を集中しなければならぬことである。かつての過剰人口対策が、失業を顕在化しその動きに対して対策を講ずるといふ方向をとらず、たとえば帰農政策のように却つてこれをより潜在化せうとする方向がうちだされたことは、われわれの不満とするところである。

わが国の労働市場は、労働力への需要が旺盛なときには、供給力が上昇し、その反面不況の場合には、供給そのものが減退するというような形をとらなかつた。その結果は経済政策上の焦点がつかみにくく、失業対策は経済外的な救済政策的な方向をとらざるをえなかつた。このような点にかんがみて、われわれは潜在失業についてその経済的背景をできるだけ明らかにすることにつとめ、その上につつての妥当な対策をつくり出さねばならない。潜在失業を生起せしめている一番の原因は国民経済増進上の欠陥の痼疾化であり、その根本事態の更改改善に政府と民間との協力体制の整備が必要である。もしもこのような整備が行われるならば、たとえ今後経済成長のテンポがスロウ、ダウンするとしても、解決に一步近づくことは可能であると信ずる。

この点について本審議会がさきに決議した人口収容力に関する対策を改めて想起してほしい。それは一方においては経済的観点から雇用の増大を中心とする計画的な産業の再編成を、また他方、これと併行して失業対策、社会保障の拡充整備を、いいかえれば断面的、総合的な対策の樹立と推進により解決の方向へ近づくことを要請したも

のであつた。現状についてこの点は十分妥当な見解だと考へられる。

このような観点からさし当つての方向と問題点を列記してみると以下のようである。

1. 農村はかつては過剰人口のプールであつた。その低所得が、主として都市における低賃金と密接につながり、戦前の日本経済の拡大の基盤を提挾していた。しかし戦後ではこれらの状況は大きく変化している。農地改革による自作農化は、戦後農業技術の画期的進歩や農業部門に対する財政支出の画期的増大と相まつて、農家所得を大巾に増大させ、また農業経営に経営計算の精神をつよく導入するに至つた。戦前農村が受けもつていた不況の場合の失業者のプールとして社会的機能が著しく少なくなつてきたのもそのためである。しかしながらこのような前進は、最近の兼業農家の増加に見られるように、同時に農民の階層分解を一段とはげしいものになせており、潜在失業問題を新しく農化させつゝある。農業人口の合理的収縮は今こそ現実の政策課題となつてきたといえよう。急激な農業政策の変更はのぞみえられな

いけれども、この部門の過剰労働を新しい土地造成を通じて収容するとか、他の産

業部門へ移出するとかの措置を促進することにはわが経済政策の大きな課題として打出さなければならぬ。また農業部門とその他、同一ではないが、林業や炭業部門についてもこれに準じる対策の確立が要請される。

2 雇用の新規の吸収は、諸種の中企業やサービス業にまつことが多かつたが、中企業における低賃金は、中小企業の輸出に占める割合の大きさがみても、ソシアリズムのそしりをうけやすく、それだけ貿易市場の拡大に阻害要因となりやすい。その上、中小企業での低賃金の存在は、ひいては大企業の合理化にも反作用し、大企業の生産力の上昇を阻害するとともに、また、大企業における生産品の国内市場を狭くし、機械工業など雇用吸収に寄与する産業をマイナスにしている。しかしながら資本蓄積には自ら限度がある。その上国際収支に依存する度合のつよいわが国では内需偏重の経済拡大は早期に行詰りを懸念する。われわれは長期的な観点に立つてこの中小企業と基幹産業との二重性的存立また相互の悪循環をできうるかぎり打ちきりたけきるたの方策を樹立する必要がある。

3 臨時労働者の尠大な存在は労働経済の上では賃金や労働市場の流れを徒らに混乱させるおそれがあるので、その正常化のための対策を推進させる必要がある。

4 現在の生活保護法、また社会保険制度、さらに失業対策事業などは相互に密接な関係をもつべくして、十分行われていない。その結果潜在失業対策の効果は大きく減殺されていると考えられる。これらの費用はなお年々増加してゆくとも推察されるけれども、その使用についてももっと効率をあげる必要がある。

潜在失業対策は熟慮し切爾された対策では効果がすくない。国民経済の発展、高度化をもたらす長期の経済政策ないし経済計画と併行して、その内部のマイナスを調整するための総合的な均衡をえた対策とならねばならない。しかも内部的不均衡の是正は今や緊急の必要に迫られてゐる。今日の世情はかつて昭和初頭の恐慌当時とその内面においても極めて類似した様相をもつといいうる。人口の圧迫が当時よりもなお甚しいと考れば、表面的な安定の中により大きな苦悶と矛盾が存在しているといえるかもしれない。

もちろん、人口増加の圧迫はそう長期につづいてゆくものではない。出生率の低下にともない将来は労働人口の増加は漸減し、それを上廻るような労働力の需要を生じる場合もないとはいえない。しかしそのような時期に国民経済の全般的な近代化を実現し国民生活水準の画期的な上昇を期待するには今から打つべき手を打っておかないと手おおくれになる。労働力の移動は単に頭かすのやりくりだけで実現されるわけではない。労働力の不足が労働力の過剰と同時に発生することが国民経済にとつては最も不幸な事態といわねばならぬ。われわれは苦難の道を歩まなければならぬのである。うけれども、今こそ官民力を併せて潜在失業対策を軌道にのせるべき時期だといいたい。

第三部 対策の内容

以上の観点に立つて、当面実地されるべき潜在失業対策をあげれば以下のようである。

1 (産業政策の基本方向) その第一の方策は国の経済政策なかんずく産業政策の確

立である。経済成長をできるかぎり安定性の上へ極大化するための国の経済計画な
いし政策がうち立てられなければならない。この観点から本審議会は最近発表された
新長期経済計画に大いに期待するものであるが、経済計画の策定に当り、雇用の吸
収、とりわけその質的改善についてできうるかぎりの配慮を望みたい。しかもそれ
は従来のように一律的且つ抽象的でなく、各産業、各地域における労力の吸収度
についてそれぞれ検討を加えた具体的なもの、今後の指針となるものを望みたい。

(1) 農業部門では、上述のような戦後農業の新動向に即応して、農業の生産性を国
民経済の進歩に遅れないように格段に向上する方針を確立するとともに、新長期
経済計画により国民経済が着実に成長し非農業部門の就業人口が増大し中小企業
も次第に近代化するに依り、農業政策は漸次経済政策としての性格に徹すること
を望みたい。単に過大人口の収容の場となりかちな農業経営を企業としての基礎
の上へのせることは、国民経済における跛行性を是正するうえに効果的な方法で
あるばかりでなく、人口収容力を健全化し、人口の過当な増加を適正化するため

にも重要な施策であるとの認識に徹底し、これに基いて国民経済全般^{三七}にわたる政策が実施されることが必要である。そのような見地からこの際特に強調したいのは、すでに農業離脱過程にある零細兼業農家に對す対策である。具体的な点については更に検討を要するけれども、これを農業以外に吸収する積極的な転換方を産業政策全体としてうち出すべきである。林業、漁業における潜在失業対策についてこれに準じた対策がとられるべきであろう。

(2) 国の経済計画における投資計画の策定については、単なる資本効果のみならず、雇用効果についても十分な検討が必要である。このような観点からいえば、いわゆる重化学工業中心主義、もしくは基幹産業中心主義の経済運営は必ずしも効果的方法とは考へられない。わが国の経済成長は、輸出に大きく依存している。また、輸出産業のなかにおける中小企業の比重が圧倒的に高い。これらの事情を考へるとき、重化学工業中心主義にも再検討を加え、機械工業や雜貨工業等における経済規模の拡大、生産性の向上を実現することを主眼とし、重化学工業、エネ

ルギー産業の整備などはこれを推進するための手段なりとの認識に立つことが長期的観点に立つてより適切な方法であると考えられる。

(3) 今後潜在失業がより加重されてくると予想される都市の中小企業に対しては、技術、設備、経理にわたる内部的諸条件の改善にさらにより一層の努力を集中し、企業の体質改善を行う必要がある。老幼、男女さまざまな労働力編成上の不均衡ならびに労務管理の不整備に対しても、自らこれに対処していくやり方が必要である。それとともに、可能なかぎり組織化の道を制度化してその存続を保証し、大企業との間の分野協定、取引条件の標準化、公正化の措置を講ずる必要がある。要するに中小企業の近代化に漸次拍車をかけつゝ、拡大を促進することが切望される。

2 (最低賃金制度その他) しかしながら、単なる経済的合理主義の観点からのみ潜在失業対策を進めてゆくことはできない。解決はもつと緊急を要するのである。したがって、すでに現実存在している潜在失業的就業部分に対しては、直接その失

業的性格をなくするための対策をとる必要がある。このような観点から特にここでとりあげることが要請したいのは、最低賃金制の実施である。周知のようにすでに労働基準法中に最低賃金制度が制度として定められていることをはつきりと再確認して、「最低賃金制度」をできうるかぎりその軌道にのせるよう措置することが必要である。これとともに家内労働法を制定し、内取その他の低賃金による労働者化に対しても、公正な基準を導入すべきである。

(1) 最低賃金、家内労働法は原則として全国一律に実施されることが望ましいが、それは一挙には困難であろう。このような制度を早急に実行することによつて反面に生じる中小企業や零細企業の業者の生存の基礎をうばったり、また違反を余にも拡大していわゆる正直者や馬鹿な目にあわせるような予盾や摩擦をつくりだすことは決して当をえた方策ではない。企業の特殊性や地域的実情を十分頭に入れて漸次進めてゆかなければならぬであろう。しかし政府はこのさい長期経営計とにらみあわせて将来における完全実施を目途としてそれに向つて前進を開始することが

必要である。

(2) 差し当って局部的、暫定的に実施されるべき最低賃金制度も、単に業者間協定を事後的に公認するといふような仕方だけでなく、政府または中央、地方の賃金審議会の積極的な参与と指導が必要であらう。また最低賃金制度の実施が最も必要な産業分野は雇傭者の組織の最も薄弱なところであるから、その実施に当つては彼らの意見が十分に反映されるよう制度上の考慮が払われることが望ましい。

(3) 最低賃金制度や家内労働法の設定とともに生活保護、それに健康保険ならびに失業保険などの社会保険制度、さらに日傭制度や失業者救済のための公共事業、また未就業者保護などの全分野に亘つて、再検討が要請される。これらの諸措置が全般的に拡充される必要があることはいうまでもないが、国の長期経済計画を中心としてそれぞれの位置づけが行われることが先決である。そのような立体的な、厚生、労務行政を通ずる体系化が行われないでは、潜在失業対策は真の意味では前進できさうもない。

(戦政措置と国内体制の整備)戦後の経済復興のテンポは目ざましかつたといつても、一方では人口が異常に増加し、また他方では国際経済競争に伍して産業の合理化と高度化が、つよく要請されているのでわが国の産業水準と資本蓄積力はまだ低い、それだけに潜在失業対策を効果的に進めてゆくことは決して容易な業ではない、しかし潜在失業層の累積によつて、深刻化されつつある社会悪や社会不安は今のまま放置することは許されぬ。

当面可能なかぎり安定的な経済成長をはかり正常な雇用の増加につとめながら、低所得、低雇用の改善のための措置を拡大してゆかねばならない所以もそこから生じる、一番必要なのはそのための行政機関相互の緊密な連繫と国家予算の増大である。現在の国民の税負担は戦前よりも重いけれども真に一切の他の政策に優先する、という意味で、他の国費を削つても、そのための国費の重責的な投入が必要である。もしも国や地方団体でそのための体制が整備されるならば、また余剰な他の部分からの国費の投入が困難だとするならば、一定の過渡的期間をかぎつて、国民負担の

若干の増加もまたやむをえないであらう。

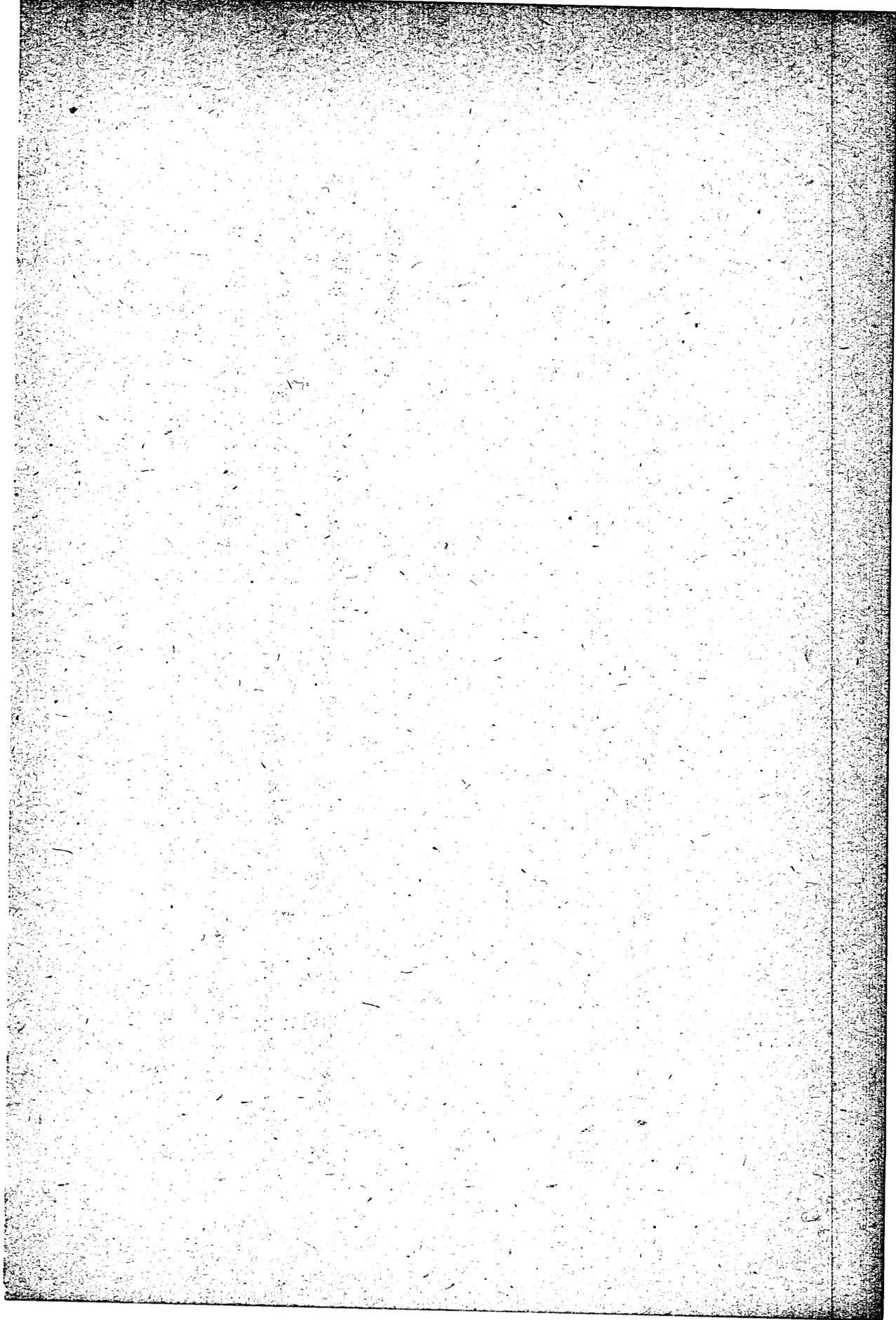
潜在失業発生の根柢をたつためには、以上の措置だけではなしに、教育制度の刷新、特に産業教育や職業訓練の徹底、海外移住の促進等の措置も要請される。

しかし、本決議においてはなにものよりも潜在失業と正面からとりくみ、これを漸進的に改善しようとする政府と国民の覚悟、それに裏づけられた国内体制の整備を要望する。

以
上

附 帯 決 議

潜在失業の実態についてはすでに各種の調査研究が行われているけれども、政府はこのさい対策実施の根柢となりうるような全国的実態調査を定期的に行うよう措置されたい。



○永井会長　ありがとうございます。この審議会は今日総会を開きましたが、必ずしも今日即決する必要はありません。十分に御審議を願ひまして、そのためにこの総会が二回、三回と続きましたが、これはやむを得ないことと存じますから、どうぞ御存分に御審議を願ひたいと思います。

これから御質問、御意見を伺うことといたします。

○徳永委員代理　次官が本日ここに参りましていろいろ申し上げるところであります。たが、所用のため私が代理として参りました。ただいま会長から特に御発言がありましたので、一応これにつきまして御意見を申し上げたいと思います。

前回の案に対しまして私どもいろいろ御意見を申し上げまして、かなり修正されているような気がいたしますが、なお基本的な問題についてかなり認識を異にしております。三つほど問題があるわけでございますが、第一点といたしましては、現状の認識につきまして、これはいろいろ立場上の見方もあるかと存じます。また前回の案に比べますればかなり表現その他等も直っております。

して、その点ではたいふ感じは違ふわけでございますが、なお最近一、二年の着しい経済発展によりまして、雇用情勢は若干なりとも前進してあるという認識に私どもは立っておりますわけでございますが、ここではこのオニページに出ておりますように「いわゆる不完全就業層はここでも広汎に存在し、少しも収縮の気配をみせていない」という点では、たいふ認識が違ふのであります。長くなりますから簡単に申し上げますが、またオ四ページのまん中からあとの方にある「雇用と所得における矛盾と社会的緊張を既往にまして加速度的に増大せしめつつある」このような認識は今日、少くとも過去二カ年の経済成長のもとにおきまして、若干違ふ、こういう感じを持つておるわけでございます。さらに潜在失業の内容的なことについて、ここでは潜在失業は幾らというようなことは必ずしも言っておられないわけでございますが、一万円未満とか、八千円、六千円の数が幾らあるというようなことで、あたかもこれを潜在失業者と考えておるのだというような印象を、これは私だけの思い過しかもしれませんが、

そういう感じも与えるわけでございます。実はわれわれといたしましても潜在失業の存在ということは十分認識しておるわけでございますが、その数字その他等におきましては、現在の統計等から簡単に結論を出すことはむずかしいのじゃないか。特に一人当りの所得というようなことになって参りますと、これはやはり全体といたしましての一人当りの労働生産性あるいは国民所得水準等と関連した問題でございます。従って生産性が上り、国民所得水準が上っていくに従って所得額は変化して参ります。ただ問題といたしまして、確かに現在といえども潜在失業層というものが玄靴にあるということは認めておるわけであります。また最近ニカ年あたり雇用が非常に伸びておるけれども、それは臨時、日雇いの不安定なものか伸びておるではないか——確かにそういう傾向が強いわけでございしますが、しかしこれも今後長期的に経済がある程度安定して成長していくならば、漸次臨時、日雇いというようなものも減っていくことが考えられるのじゃないか、かような認識をいたしておるわけであります。そう矣

ございますから、対策の内容として掲げられておりますことも、私どもが昨年の暮れに決定いたしました長期経済計画の対策の方向と内容はかわっておりますといわけでありますし、さらにその後政府が現在実施しております方向とほとんどかわっておりません。ただ政府のやっておりますことは若干手ぬるいとか、もう少しテンポを早めなければだめじゃないか、そういうおしかりを受ける点はあるかもしれませんが、基本的な考え方にはそれ以上のものはあまりないのじゃないか。にもかかわらず、この一番最初の前書きの二ページに出ておりますが、これが大体経済計画に対する方向だということふうにわれわれは了承するわけでございしますが、その中に「今後のわが国の経済成長のテンポは、多くの専門家に指摘されているとおり、今までのように高いものではありえないであろう」。これはその通りだと思えます。「現に昭和三二年一月一七日に発表された新長期経済計画においても、より低い成長率が採用されている。もしもそのように今後の経済が進むとするならば、雇用状況の改善には格段の努力を必要とする

であろう。」実はこの前の案では「もしもそのように今後の経済が進むとするならば、雇用状況はより悪化するであろうとわれわれは考えざるをえない」という表現になっておったわけでございますが、その実は「路段の努力を必要とするであろう」ということで、表現はかなり異なっておるわけでございますが、長期経済計画じゃだめだ、こういうふうに読み取れるのじゃないかと考えるわけでございます。ところが「対策の内容」その他につきましては根本において変わっておらない。あるいはわれわれのその実行上のテンポは若干ゆるいかもしれぬが、われわれは過去六カ年間にのみましては九%の経済成長をやって参りました。今後の国際収支とか、あるいは資本蓄積、そういう制約を考えれば、六・五%くらいの成長が適当なところじゃなかろうかという結論を出しておるわけでございます。これは過去の六カ年に比べれば確かに低いけれども、もしも六・五%というものを年々安定的に持続していくことができれば、雇用情勢はやはり今までより改善するのじゃないか、こういう考えを持っておるわけでござ

います。その点につきましては、政府の経済審議会を中心にして民間の方々の御参加も得て出した結論がそうなっておりますわけであります。その辺の認識が違ふのであります。従つてそのことがこの「対策の内容」に出ております。二十六ページにおきましては「一番必要なのはそのための行政機関相互の緊密な連繫と国家予算の増大である。現在の国民の税負担は戦前より重いけれども真に一切の他の政策に優先するという意味で、他の国費を削つても、そのための国費の重点的な投入が必要である。もしも国や地方団体でそのための体制が整備されるならば、また余剰な他の部分からの国費の投入が困難だとするならば、一定の過渡的期間をかぎつて国民負担の若干の増加もまたやむをえないであろう。いわば今のこの長期計画ではだめなんで、こういうた財政による手を打つていかなければならない。これがこの決議の結論だ。こういうわけでございますが、その点につきましてはいろいろ問題を持つておられるのではないかと思ひます。われわれの長期計画におきますこういう点についての考え方も若干違ふわけでございます。これは必ずしも長期計画がすべてい

いというわけではないのでございますが、そこに出されておる矣には二つの問題を含んでおる。一つは、税金が戦前に比べて重いけれども、社会保障をやつていくためには税金が高くなつてもしようがないという考え方があつたわけでございますが、減税が先か、社会保障が先かという問題の提起が一つあるように思います。もう一つは他の国費を消つても、社会保障を重点的にやらなければならぬ、こういう配分の問題が出ておるわけでありませう。実はわれわれの長期計画におきましては、現在重い税金の負担を少くして、民間の資本蓄積を進めていくことが大事じゃないか。そういう財政規模を相対的に縮小していく過程におきましては、民生の安定ということのためにその支出の比重をふやしていかなければならぬ。しかしそれと同時に産業の基盤の造成のための投資をやつていかなければならぬ。また減税措置によつて民間資本の蓄積を進め、それによつて生産性も高め、国際競争力も上げ、そして輸出を通じて経済規模を拡大する、それによつて経済成長も安定的に六五%台に維持されるし、また

その過程において雇用の増大ということも考えられる。ただ六五%やりましても五カ年向ではとても不完全就業の解消ということとはできないけれども、しかもしそつといった基本的な資本蓄積、生産性の向上、輸出の増進ということのような過程を通じて経済成長をやつていかなければ、そういう国際競争力がかつかなければ、六五%の成長率さえも維持できない。そうして過去の九%の成長においてすら、この決議の結論では雇用情勢はなお悪化してあるという認識があるわけでございますので、その辺は財政のあり方、国の資金の配分をどういふふうにやるかという基本的な問題に触れますので、必ずしもわれわれは長期計画の考え方が絶対だというふうに申し上げるわけではないわけでございますが、なおこういふ点につきまして十分の御審議を得たいという考えでおるわけでございます。

なお実は、これは私から申し上げるのははなはだ僭越かと存するわけでございますが、ただいま申し上げますようにわれわれは政府機関から委員として参

加いたしておるわけでありませう。この審議会令を拝見いたしますと、内務行政
官庁との連絡に幹事が任命されておつて、幹事会という制度もあるようでござ
います。あるいはそういう制度も御活用いただいて、官庁側の意見はこういう
ことだということをおの審議会の委員各位にお聞き願えるような機会もあらは
、もっと円滑に審議が進み、妥当な結論が出るのじやないか、かように存する
次第でございます。

○永井会長 山中さん、その点について何か私どもの参考になる御意見を
お話し願え
ましようか。

○山中委員 会長から御指名がございましたので、ただいまのお答えになるかどう
かわからないのでありますが、実は前回の総会は、私、他の公用がありましたた
めに、参上していろいろ伺うことができなかったものであります。私は、実はこ
の問題は寝ている子を起すような問題で、そつとしておけば一番手数がかから
ない問題であると思ひます。ことに実態的な資料に基く議論をいたしますため

には、非常に資料が足りないわけなのです。そのために客観的な根拠に基いた現状分析すら、なかなか思うようにできない問題であるわけであります。その意味で、この問題を処理しますためにはいろいろな支障が初めから出てくるんじゃないか、こう考えております。これが第一の前提なのであります。それですから、もし人口問題審議会がこの問題を取り上げるといふことをお考えになりましたときには、もうすでに多少の冒険を冒しているといふことで、これは実は私は機会がありますたびに申し上げさしていただいたことであります。そういう趣旨から、私はこれこれの対策を立てるといふことよりも、むしろそういうような現実認識を一般的に普及させるというの方がはるかに必要なのではないかといふこと

を前々か

ら考えておったわけでありまして、これはこの問題ではありませぬけれども、御承知のここにあります人口問題研究会といふところで多少この研究を、それに御関係の深い皆さん方とともにいたしましたのであります。その際に私が一

番考えましたことも、こういう矛盾が存在してあるということをごまかすだけ社会的に強く認識せしめるといふことが最良の対策ではないか。こういうふうにごまかしておいたわけでありませう。そういう趣旨から申しますと、この決議案の非常に多くの部分が、対策よりもむしろさういふ方面にさかれておるといふことは、私個人といたしましては大へんに幸いであるといふふうに考えておるわけでありませう。

それからいろいろな御批評が前回から今回にかけてあったようでございまして、ただいまの御意見はここで伺わしていただいたのでありますけれども、前回にどのような御意見がありましたか、それを残念ながら聞きそびれましたので、私の意見をさういふような意見にどういふふうにして追加してここで申し上げていいのか必ずしもわからないのでありますけれども、経済成長の問題とこの問題との関連は、日本の従来の経済成長が明治以来非常にテンポで伸びてきた。ことに戦後の著しい経済成長、ここにも、世界全体から見て驚異的で

あるというように速べられておりますが、そういうような大きな成長がありながら、なおかつ他方において、つまり雇用の構造の中で正常な雇用関係がなかなか出てこないということが問題の出発点なのであります。しかもそれに加えて、まして、生産年令人口の圧力は――しばらくたちますと相対的に減少いたしますけれども、当分の間は、たしか白書にも書いてあったと思いますが、胸突き八丁である、雇用市場に殺到してくるところの生産年令の人口層が非常にふえるであろう、こう書いてあります。胸突き八丁という言葉は、すぐその上に頂上があるから、ここをがまんすれば先は天気が晴れる、こういう意味でありますと大へんいいのでありますけれども、従来の経験を考えますと、近代的な面を吸収しながら日本の経済が伸びてきた、これは世界の正史の上でも非常に顕著な私どもの先輩の経済的發展の努力のあとを示しているものだと思いますのであります。それにもかかわらず、そうしたものの中に雇用の構造だけがあまり近代化いたさないで来たというのが一つの大きな特色であるかと思ふ。

でありますから、率直に経済の成長だけを見ましても、雇用量はふえても質的な問題は残るのではなからうかというのが、やはりここで潜在失業の問題を取り上げるかどうかということの第一の問題点になるのではないかと思います。その点は資料が十分にございませんので、正確な議論ができにくいところでありまして、非常に見込み的な議論がそこに入ってきてしまう。私も自分がなりに、過去の日本の経済発展というものは非常に驚異的なもので——明治以来の過去であります。そう考えます反面において、その長い過程の中でいわば構造的にしみついでしまったような雇用の内部における矛盾と申しますか、むずかしい点と申しますか、近代化されていない点と申しますか、そういうこととに特別な注意を払わないで、ただ経済規模の拡大あるいは生産の部面における近代化、経済の発展ということだけを考えますと、量的に日本経済の発展が出て参りました。なかなかそちらの方の問題が消えないのじゃないか。特にこれから数年と申しますか、あとしばらくの間、生産年令の人口が非常に圧力を増して参りますので、ますますその面の問題が固着

した形というか、改善されない形で再生産されてくるのではなからうかということ、それが非常に私どもの気になる点であります。ただそういうようなことは経済の全体の仕組その他に触れる大きな問題になると思っています。しかも非常に長い時間をかけて今日まで日本の構造の中に織り込まれてきたことでございますから、問題それ自体がどんなに深刻なものであるといたしましても、簡単にそれに対応する道があるというふうには考えるのも、またこれは非常に非現実的ではなからうかと思っております。従いまして私は、この問題に対応する道というものは、もし第三部等にあけております対応の道を考えますと、この席のように衆知を集めてお考えをいただいても、これだけやればすべて消えてしまふという、ような万能薬はあまり出てこないだろうと思っております。ですから、この問題を取り上げましても、その対策の部門を見ると、あまり耳新しいものはないじやないか。最低賃金制の問題も実はこの議論をしております間に出て参ったのであります。今度の国会にも出るようでありまして、これも耳新しくなくなつて

しまったじゃないか、こうことになるわけでありまして、初めに申し上げましたことにもう一度逆転するような気がするのですが、私個人としては、着在失業という非常にむずかしい問題が日本の雇用の構造にはこびりついておる。これはただ今まで通り経済の規模が拡大するといっただけではなくならないであらう。しかしこれはそっとしてそのままにしておけば、そのまま無事に済んでしまう。無事というか何というか、その奥も多少言葉が違つかもしれませんが、とにかく一応就業なのでですから、失業者じゃございませぬから、それで済んで済んでしまうわけです。しかし私ともがこういう問題を研究しておりますのは、日本の経済の発展がだんだん高まるにつれて、そういう矛盾がもと通りの矛盾で済まなくなるのじゃないかということが大へん気になるのでありまして、そういう点から人口問題審議会が着在失業対策に関する決議をされる場合には、できるだけ三分の二くらいの場所にその注意を集中していただきまして、そしてむしろ対策の部門は、これは新聞記者がおるから新聞に出るかもしれま

せえけれども、耳新しいところは無いじゃないかというふうに出るのが当りま
えじゃないか。こう思います。

そうなりますと、初めの方のところ、長期経済計画と違つてはいないかとい
うお話がございましたが、私は人口問題審議会の一委員として、長期経済計画
と多少違った意見があつてもかまわないのではないだろうか。こういう気持ち
いたしております。なぜならば、ここは政府の機関ではないのでございまして
ここで出ました結論、政府が審議会に諮問して出てきた結論について、政府は
政府の立場においてお考へになればいいのである。また私どもはそれを十分期
待しておるわけでありませう。非常におかしな現実認識があるのでしたら、これ
は当然修正されるだろうと思ひます。見込みの点ということになりますと、多
少の見込みの違いといふようなことは、これはやむを得ないことでもあります
から、そういう趣旨で、必ずしも長期計画といふものと全部同じ見込みになら
なくてもいいのではないかという気もいたします。特に長期経済計画の雇用に

関係する部門につきましては、多少私どもも異論を持っております。あれは一つの見込みでございませうから、こういふふうにしたという計画よりも、こうなる一つの目安を設定しようというものではなからうかと思ひますので、私どもは個人の資格でなく委員として発言させていただいておるわけでありませうか、多少違つた見込みなり見解なりをとりますこともまた認められてよろしいのではないかと思ふわけでありませう。

これで会長の御指名におこたえしたことになるかどうかかわらないのでありますけれども、もし違つておりましたらお許しをいただきたいと思ひます。

○徳永委員代理　ちよつと一言申させていたたきたいと思ひます。

先ほどあるいは言葉が足らなかつたかと思ひますが、御指摘のように必ずしも長期経済計画の押し売りをしているわけではございません。またもちろんあれも決して完全な計画とは存じておらないのでございませうが、先行き、今お見込みとおっしゃいましたか、長期経済計画のあの程度の経済成長では、先は

ちっともよくならないのだという点について、若干私どもの感じが違っているのであります。

それからなお念のためにもう一つ補足させていただきますと、長期経済計画が必ずしも経済政策だけによって雇用問題を解決しようとか、それだけでいいという考えではないのであります。それは先きほど申し上げましたような資本蓄積とか国際収支というような問題を考えながら一応あの程度の結論を出しておるわけでございまして、これでは雇用問題に対して不十分だから、あわせて社会保障、特に財政の支出の範囲内で優先的に社会保障費をふやしていくということをうたっておるわけでございまして、念のために補足させていただきます。

○工藤委員 徳永さんから新長期経済計画との矛盾について御指摘があったのであります。新長期経済計画が朝野の知能を集めてお作りになったことについてはもちろん敬意を表しておるのでありますが、しかし自由経済で動いておる場合、ことにわが国のように海外依存度の高いところでは、五カ年計画というのが

ちやんとした計画にはなかなかなりにくいのです。問題が途中で情勢の変化によつて非常に狂つてしまふ。その証拠には、最初の五ヶ年計画というのが、よくなり過ぎてむちゃくちゃになつてしまつた。それを根本的に改めて新長期経済計画を作らなければならぬような事態になつた。ところが今度の新長期計画も経済成長率は平均六五%ということになつてゐるのですが、その第一年度においては経済のリセッションから、それを修正して実行しなければならぬやうな段階になつております。今度の景気のリセッションはだいた世界的に深いような感じを持つておるのであります。アメリカでもほとんどん失業者がふえておるといふような状態になつております現状から見まして、五ヶ年計画といふのは計画通りやれるかどうかについて、国民の中には少し不安を持たれてきた。それでこつちう表現になつておりますが、この点につきましても企画庁からいろいろ御注意がありましたから、表現の仕方もだいた改めたつもりでございます。

それから財政資金の配分につきましても、御承知のように必ずしも効率的に理想的に行っていないのでありまして、もう少し不急な面を押えて、そしてもっと必要な面に使ってもらったらという声もあるわけでありまして、そういう点をここに表わしておいたのであります。その点は御了承いただきたいと思ひます。

○徳永委員代理 経済計画につきまして、ここでいろいろ申し上げるつもりは全然ないわけでございます。今までも自由経済を基調としております。特にだいたい工藤先生から御発言もございましたように国際経済がどうなるかということによって非常に左右されるわけでありまして、ただここでは長期経済計画のあの程度の成長率で、これができるかできないかということとはまた別問題になって参るわけでございますが、なお事態は悪くなっていく——悪くなっていくという表現はいけないのでございますが、そうなるとうしろの方では長期経済計画に非常に期待するということになっておるが、実は長期経済計画では日

本の人口が減るまでは雇用問題は解決できないのだ、こういう結論になるのじゃないかというふうに了解するわけでありませぬ。これは経済審議会ではございませぬし、長期経済計画とは関係ないわけでございます。従ってそういう最近の情勢判断のもとにおいて、とてもあの経済計画ではだめなのだということならば、また問題は別かと存するわけでありませぬ。

それから国費の配分の問題は確かに御指摘のような点があるわけでありませぬけれども、租税負担率を上げてでもやるべきだというような考え方がやはり答申に出ておるわけでございませぬ。そういう点について十分の御討議をお願いしたい。

もう一つやはり配分の問題で、むだなものに出しているのじゃないかということも、ここで御指摘いただければ、この決議の内容としていただければよろしいかと思ひます。しかしこれは配分の基本的な考え方といたしまして、こうした民生安定費というものが絶対的なもので、産業基盤の確立、資本蓄積というも

のはむしる第二義的に考えてもいいのかどうか。その辺の御判断の問題が存するわけでありませう。

○中西委員代理 労働省なのですけれども、ちようど四日の日に潜在失業に関する決議の審議会があるように連絡を受けて、それには何か資料があるはずだということ。厚生省にわざわざ問い合せて資料をもらって、届きましたのが二月の七日でございませうが、これは十二日に第一部会をおやりになったのですけれども、今まで審議会でいろいろ問題がある場合に、部会を作られたからには、やはり幹事会もあるのですから、幹事会にも一応はかけていただきたいし、部会としても少くとも二、三回やられた上で、総会の方へかけていただきたい、そういうふうな労働省としては特別にお願いしたいと思ひます。

と申しますのは、この中で対策としては政府全体の問題があります。労働省で一番問題になりますのはこの現状分析の問題でございませうが、この現状分析につきましても、これは普通一部の学者あるいは一部の人が言われていること

がずっと書いてある部分等も相当多いわけですが、また現実において、われわれも相当こういう問題、所得の問題あるいは就業意識の問題、転職の問題というようなことを相当分析した資料も持っておりますが、こういうようなことで潜在失業という現状分析をやられるからには、こういうものを書かれる人が使った資料、そういうものについての考え方はついで文章の裏にある資料というものをわれわれとしては相当ほしい。そこにそういうものの意見の調整があるわけです。そういう資料についての配分が一つもない。もちろんそういうものは就業基本調査とかその他労働力調査とか、そういうものを見ればわかるじゃないかということと言われるかもしれませんが、やはりこういうふうな現状分析の結論を出されるからには、それ相当の、言い出されるだけの資料というものを労働省としてはほしいような気がいたします。

その一例を申し上げますと、総理府の統計なんかでも潜在失業なり所得の問題を調査する場合には、常に就業意識、転職の意識を問題にしております。そ

のことがここには一、二行で、おもに物價的な、所得が一万円あるいは賃金などがどうということだけであつさり表現されております。この就業基本調査の中でもこの部面が出ておりますけれども、また就業意識の問題で、本業を持っている者また本業を持たない者の就業意識というものが相当詳しく調査の中に載っている。潜在失業の問題を論ずるからには、最近の御調査ではその問題もやはりやらなければならぬ問題だ。われわれ労働省あたりでの分析では、主として所得の問題でやってもなかなか解決がむずかしい。そうすればやはり働こうとする人の就業意識の問題の方がなお具体的、現実的ではないかといつので、われわれの方は従来就業意識という面でおもにこの問題と取り組んできておりますが、そういうことについては全然この現状分析には載っていないと申してもいいような感があると思ひます。

それからもう一つは、農村の失業人口のプールの問題がございます。この農村のプールの問題は、過去にわたって調査すると、必ずしも景気の悪いときに

は農村へ労働力が帰って、景気のいいときには農村から労働力が出てきたといふふうにはなかなかつかみにくい。そういうふうにはなかなかつかみにくい。そういうふうな親身で、従来社会政策的に論ぜられていた部面が非常に多いけれども、過去の具体的なそういうものの人口構成、就業構成なんかを見た場合において必ずしもそういうふうな数字は出てきていないというのが、われわれの方でも研究し、またそうした場合に出てくる問題である。むしろ農村の方は常に押し出していて、押し出しがにぶいときに過剰人口の圧力が非常に認識されるという問題も相当あるのじゃないか。そういうふうなプールという考え方についての認識の問題も相当あるようにわれわれの方としては感じているわけでございます。こういう現状分析についてもやはり資料なり考え方なりの面でもまだまだ相当意見があります。

それから最近の見習工、臨時工の問題におきましても、そういう日本の産業形態なり就業の雇い方だけが悪いのじゃなくて、やはり労働者側の雇用態度に

も、やはりわれわれの方から分析してみると、なかなかいけない部面が相当あります。たとえば造船なんかにおきまして、臨時工の問題が非常にあって、では常用工に切りかえようというので指導してみると、臨時工の中でも相当な部分で常用工に切りかえるのをいやがる部面も、現実の問題として相当ある。そういう点へいきますと、やはり単なる雇用の形態だけで、労働者側の意見を無視して、常用工だけがいいのだというふうには必ずしもいえないというふうな問題も相当あるのじゃないかと思えます。ことにわれわれの方の矢野事業の問題が書いてありますが、これも一面確かにこういうところもありますけれども、やはり何ととってもこういう現状分析につきましても、労働者といたしましては資料的にも相当何らか出して面白い問題で、表現といえますか、出し方が問題になる。ことに就業構造基本調査で六千円、八千円という数字が出されると、いうことになりまして、潜在失業者としてはっきり定義してないけれども、これ以下のところは潜在失業的なのだという線が一応引かれるということになり

ますと、やはり最低一律八千円とか六千円というものがあつた程度正しいものと
言つては悪いけれども、そういうふうな感じを受ける。しかしながら現実の問
題として、ここで六千円、八千円というような賃金のベースで、それ以下のもの
が潜在失業的なものだといふ認識で日本の経済が運営できるかといふ問題を
見ますと、これは非常に不可能な問題になる。そうするならば、こういう潜在
失業の線の引き方向に問題がある。ここが十年、二十年、三十年たつても非常に
むづかしい問題になつて、そういうことが国民経済的に許されないといふ問題
になつてきた場合には、やはりほかから接近する方法も考えなければならぬ
といふふうに考えます。こういう問題につきまして世間一般も相当注目し、ま
たこういう意見といふものがやはり有力な意見になると思つたので、会長に
おかれましては、もう少し経済上の問題、またわれわれ役所側が持つてゐる資
料も十分利用する機会を得たいと思つたので、その点の御配慮をお願いした
いと思つた。

○永井会長 私から内容については一切発言をいたしません。ただ突如としてこの案がこのときになって皆さん方のお目にとまったようにお話してございますが、実は何度も部会及び総会を用いたのであります。そして各省の御意見を漏れなく伺って今日に及んだのであります。その前に人口問題研究会で潜在失業に關するいろいろな決議をいたしました。そのときに参考資料も集めまして、それも各委員のところへ全部御配付してございます。そのときは労働省のお調べなども十分参考にして作ってございます。用意は今ままでまず遺漏なくしてあるつもりであります。決して突如としてこの案が今月出たわけではありませんから、どうぞその点は御了承願います。

なお内容につきましては、私からは発言いたしませんか。本田さん、あなたは今までお調べになったことで、今の労働省の御意見について何か御説明願うことはございませんでしょうか。

○本田専門委員 特別に申し上げなければならぬことはないのですが、一

つは今まで農村が過剰人口のプールであったというような今までの常識を簡単にここで取り上げておくことについて批判がございました。この点は実は何度も審議いたしております。それが今まで考えられておりましたようなつまり農村の出が止ぎとかいったような考え方が多分に修正を要するのだという最近のいろいろ新しい御意見についても存分に検討しているわけでございます。そして農村の人口というものは明治以来一貫して自然増加人口を押し出してきたのだということは、実は私個人としては何回か発表したこともあるわけでございます。ただここでもこういう表現を使っておりますのは、転業移動というものをもう少し大きな目で見ますと、日本の農家数が動かないと申しまして、ほんとうに動かないのか。つまりパーマネント・ファーマーといわれるような農家というものは五百何十万農家のうちの全部でははいわけでありまして、センサスの結果から、農業人口の年令別の分布などから検討いたしましたとしても、かなり業種そのものが相当の出入りがあるわけでありまして、つまり生涯の間の転業移動という形で、都市に出てきて工業人口になった者が高年令になってもう一度戻っていくというような出入りが相殺しまして、農家人口というものが一定の線で保存されておる。そういうような意味で、かなり農家の人口というものは

転業移動の中で都市人口あるいは都市的な産業人口の要らなくなったものを受け取るという形をずっと続けているということと言えるのじゃないかと思ひます。それですから、農村人口がある意味で日本の転業人口のソーシヤル・モビリティの中で、非常に大きな安定的なフルの役をしておるといふことを言っているのじゃないかというふうにも考えられるのじゃないか。大へんまずい説明の仕方になりますけれども、ですから、必ずしも従来のように出かせぎで行って、失業のときにはすぐ受け取るというふうな意味で取り上げているわけではないわけでございます。ただ表現が非常にまずい表現でございますから、お間違えになった方もあると思ひます。

それからもう一つ潜在失業をつかむ場合に、就業意識の方をもっと重んじろという御希望に対しては、これもいろいろ検討はいたしましたわけなのでございます。私は起草委員ではございませんでしたけれども、事務的にタッチしております。一人として検討の結果を申し上げるわけでございますが、潜在失業をつかむのに、なるべくそういう主観的なインデックスによらずに、客観的なインデックスによりたいという希望が非常に強うございましたので、勢い表現の結果においては、就業意識という面をあまり持ち出さないような結果になつてゐるわけでございます。その点御了承願ひたいと存じます。

それから就業構造基本調査の資料を使って数字をあげておりますが、そのポ
ーダー・ラインの引き方がきわめてどんざいであるという御指摘は、これは御
指摘通りなので、もっともっと検討いたしたいわけでございますが、これは能
力の不足で、こういうような単純な表現になっております。その点は御指摘の
通りでございます。

ただ一言つけ加えますと、この決議案のほかには付属の参考資料が刷つてある
はずでございますが、その中で実は厚生省の厚生行政基礎調査で計算されまし
た所得階級の疾病率という数字がございます。この疾病率によりまして、所
得階層が下に行きますにつれて、ある段階に参りますと、急に疾病率、もう少
し詳しく申しますと、傷病率が格段にふえていくわけです。その線がちよっど
われわれがここにきめましたような所得階層の線と非常によくマッチしている。
そういう点も勘案いたしましたし、一応の目安として、どのくらいの分量の低所
得層というのがあるかという検討をはかってみただけでございます。その点は
そういう意味で御了承願いたいと思ひます。しかし実際には、もっと詳しい所
得の構造の経済分析をやらなければならぬことは申すまでもございませぬ。
あれは非常に不完全なことになっております。
気がつきました点だけを申し上げました。

○中西委員代理 先生のおつしやった前の人口向題研究会の方でおやりになつたことはわれわれも知つておりまして、私の方は人口向題研究会での意見だというふうに承知しておりますから、そういう方が特別御勉強になるのもそれだけつうだ、それで前に申し上げたこともありますが、それと似たようなものでありまして、われわれの方は違つたと思つておりましたから先ほどそういうふうに申し上げたので、氏向あるいは役所かやる場合にはそのまま生きていくのだという考え方も一つの考え方もしれませんが、それとは違ふんだということから先ほどああいうふうに申し上げたのですから御了承願いたいと思ひます。われわれの方としましては幹事も出ており、幹事会もあるのですから、一回だけしか御審議の機会を得なかつたことは事実と思ひますから、従つて、もう少し時間を与えていただいて、こういう問題につきましては十分御勉強願いたいと思ひます。

永井会長 誤解をお受けになつては迷惑であります。人口向題研究会は元來半官半

民の財団法人としてできたものであります。ここには各学段の代表者や各方面の方がお集まりでありまして、御参考までに参考案としてこれを総会のときにお示しをしたのであります。何もこれに拘束されるのも何でもありません。ただ、ただいま幹事会のことをお話しでありまして、徳永さんの方からそういうお話もありますか、幹事会というものは規定を見ますと、幹事は審議会の事務について行政機関との連絡に当るといふだけの機関なのであります。決してこの決議案の内容を審議をする機関ではないのです。ですから、幹事会に前もって一切下準備をしていただくようなことはこの四年間いたしません。そのために半官半民の財団法人で、各学者が寄りましてできたものが一番御参考になるのではないかというので、そういうことでやっております。

元来この諮問委員会というものは政府の諮問機関としてできたものなのであります。政府は別に審議会を作られたので、それでは研究会との連絡をよくつけて、研究会でできたものを御参考に供しましょうという御了解のもとに連絡を

しているのであります。政府の機関であるから、幹事会で審議するというような今お話がありましたか、これは規定面でもそういうことになっておりませんので、どうぞその点だけ御了承願いたい。

○ 賀川委員 企画庁並びに労働省あたりからいろいろ御意見が出ましたが、潜在失業
ということ実は表現のむずかしい言葉で、失業なら失業としてしまったらいい。潜在失業というところが非常にややこしい言葉ですから、誤解を受けると
思うのです。それでも私はもつと具体性を持たせる必要があると思う。日本の
人口がその絶対数において減つたら大へんなんです。だから、優生保護法の立
場からよい子供は政府が保護しても生んだ方がいいと思う。悪い子供は雇見制限
によつて閉ざした方がいいという考えを持っています。フランスあたりは人口が
だいぶ減つてきましたが、日本においても優秀な子供は生んだ方がいいと思
います。大体最近小学校の子供はよい中学校、高等学校へ行きたいために受験勉
強をするのです。たとえば元の高等源範、今の教育大学の幼稚園などは、幼稚

園に予備校がある。そういうように、人口の圧迫がこの人口問題審議会の始めから向題になっておつたんです。それが今年のように卒業生が就職できない。また学校の入学試験かむずかしくなる。こういう時代は私は非常に大へんな時代だと思つております。ことに農村の崩壊——これはこの前も申し上げたのであります。一昨年は百十三万人も農村しております。この間四國へ帰りしたら、四國方面では農業のために、また海岸線を盛り上げたために魚が寄りつかなくて漁民は困つておる。こういふような人々の集まりは潜在失業者となつているのでしようが、これは書き表わすのに非常に困難であります。しかし、私は農村を回つてみて、ここに現われない数かあると思つて。具体性を持たせてもらいたいと言つたのはその点なんです。これは作文はよくできているんです。いいのですけれども、労働省なり企画庁なりが御指摘になつたようにも考えられると思つて。これは急いで見たらわからぬ。私は、現状分析よりか、どうすればいいかという差し迫つた向題を少し考えてほしい。たとえば、今年は漁村を

どはほとんど半失業であります。これをどうしてくれるか。あるいはソ連あたりがオホーツク海に入っちやいかぬというようなことにしても、私どもは漁民の立場から悲しいと思うのです。私は東畑さんの日本農業統計年鑑を見てびっくりした。一年間に百七三万人も農村してしまったということは近年にないことです。それをどうしてく化するか。企画庁でもどうするつもりかと言いたい。こういうことについて労働省はどういう計画であるか。そういうことについての根本的審議はすでになされておると思うけれども、作文のことだけなら、こゝへ大せいの専門家が集まる必要はない。もう少し議論した方がいいと思う。

○沢田委員 決議案のできたいきさつについて会長からお話があったのですが、私もそのように了解しておりまして、ここに突如として出たのではなくして、いろいろな順序を経られたことは承知しておるのです。ただ、今労働省の代表の方のお話を承りますと、従来労働省の方とこちら側との連絡が、ことにこの決議案を出すことについて十分つかないような話も聞きました。かつまた、分析

について、労働省側から見られて、この決議案に現われているものと所見があるように承わったわけでありませう。それで、労働省側としては、幹事会もあることだから、そこでよく労働省の方の資料も検討されて、はつきりした分析をなされることか適當であるというお話であります。会長は、幹事会というものはそういうことをするところじゃないとおっしゃる。これもその通りと思いません。ただ、いかにしても、二つの皆さんもしろうとの権威者であつて、この決議案の付属の参考資料を拜見したときに、そういったような段階はすっかり経られてここに分析がなされておるのだと思ひます。せんだつて亦二部会か所見かされたときにも、どなたか労働省の方もおられたのじゃないかと思ひますか、その話は聞きませんでした。従つて私は、この案に現われておる分析は、しつうとか読んでみましても、そういう順序を経られて、またそういう資料を集められてでき上つてゐる分析と思つて、これには最大の敬意を表したいと思つて、私はあまり問題にしなかつたのですか、今労働省側からそういう話を聞いてみ

ますと、この分析を発表する以前にもう少し入念に取り扱っていただく必要があるのじゃないかという氣かして参りました。それで、先ほど会長からも、この総会は今日で終るのじゃなくて、まだ二回、三回必要だつたら開くということを言つておられるのでありますから、その間に相当期間があるんじゃないかと思ひます。そこで、会長が言われるように、幹事会でそれを取り扱うことが適當な機関でなければ、あるいは起草委員会の方でももう一ぺんこれを再検討していただくとか、あるいは何かでき得る手段経路を経て、さうして労働省の方からも差し出していただくことかできます資料は十分これをいただいて――

これはそういう手段をとりましても、向題が重大であり、むずかしいために、なかなか完璧なものは作り上げられないかもしれませんけれども、労働省からどうも分析の仕方に不十分なところかあると言われてみれば、この委員会としては、それを閑却視することはよろしくないかと思ひます。さういうような御注意を受けました以上は、二こととしては、まだひまがあれば、何か適

当な方法で、この分析に現われてないような資料でもありましたらそういうものを見て、もう一度検討し、思い直したらどうかと私は思います。

それから企画庁の代表の方から経済五カ年計画の表現のことについて御不満のようなお話がありました。あるいはそうかもしれません。ところか、経済計画というものがせんだって発表になって、私も拜見しまして、実はよくわかりかねるところもあるのですが、経済五カ年計画というものにかねて疑問を持っておることは、この経済計画を採用されたときにおいても、いろいろ五カ年計画と言われるのですが、あとから見ると、なかなかそうはいっていない。経済の動きというものは、五年、十年の間になかなかさちきちといけるものじゃない。極端の表現をしますと、日本のような経済構成の国においては長期経済計画を立てることはほとんど不可能であるという気が私はしております。しかし、そういうことを言つて、これを放任するわけにはいきませんから、実際に最もいいと思われ、最も考え得る最高のものを作られて経済計画をお立てになるこ

とかいいじやないかと思ひます。それでありますから、先般発表しました長期
経済計画そのものにつきましても、これは最善の知能を動員してやっておられ
るには違ひないのですから、最大の敬意を表しますか、それとこの審議会の方
の見方において一致しなければならぬということは一つもない。さらにさう
いう計画は、ほんとうに良心的に考えると、不可能ぢやないかと思われくら
いむずかしい問題でありますから、企画庁の方でごらんになる見方と、こつち
の方の見方は少くとも違つていないぢやないかと思ひます。ただ表現が違ふん
ぢやないかと思ひます。そこでこの審議会のこの決議案に現われておる見方で
よろしいと思つております。われわれはこのままをいつたらいいいぢやないかと
思つております。

それからもう一つは、山中さんの議論は誤解しているかもしれませぬ。さつ
きお話を伺いますと、潜在失業の問題は非常にむずかしい問題で、対策をんと
いうものはなかなか立つべきものぢやない、この問題はそつとしておいて、自

然に社会がこれを認識してきて、そこで自然に解決されるというような御議論
です。その御議論を進めていきますと、今この審議会で決議案を作って押し出
す必要のないような御意見じゃなかったかと思ひました。そうしてこの最後の
対策の内容については非常にありふれたような対策で、別に対策らしいものは
ない。——実は私も初めこの草稿をいただきましたときに、おれわれしろう
とか考えても、審議会にはいろいろの専門家がそろつておられるので、こうい
う重大問題の対策にはもう少しほかのいい考えも出るんじゃないか、どうい
うものを考えていただいた方がいいんじゃないかと考えました。ところが今山中さ
んのような批判もできるようなわけでありまして、私ももの足らぬと思ひました。
従つて、もの足らぬと思うなら、お前はどう思ふかと言われると、私にもいい
案がでてこないのです。だから、結局これは、かねて私が高調している後生の
問題が雇用問題を解決する唯一の方法でないこともよく知つておりますから、
それだけでないものとは思つていないのです。それは大きな問題ですが、決

議案の最後に強調しておりません。ただ、せんだって部会で申し上げたことを
早々御採決願いまして、海外における移住の促進というように書いていただい
たことはけつこうでありますけれども、私どもとしてはこれを強く表現しても
らいたい。それくらいのとこで、ほかにどうも私にはいい考えも出ません。
論議な結論でありますか、ここに現われている三、四の対策も山中さんと同じ
感じを持ちました。かといひまして、山中さんの議論にフォローしまして、
これはありふれた意見かもしれませんが、これを出して政府に肉迫し、
世間にこれを知らせること加、山中さんの言われるこの向題に対する朝野の認
識を増す大きな手段になるのでございますから、山中さん御意見は、こういう
ものを取り上げることか消極的な意見のように承りましたか、もし間違つて
おりましたら訂正いたしますし、かりに私の了解するような風であつても、審
議会としてはこれを出して、ぜひ政府にも提議していただきたいと思ひます。

○山中委員 今ちよつと中座しております間に、沢田さんから何か私の発言について

の御意見があつたようであります。お聞きしております間に、私の言いましたことを御了解いただいたように思つたのですが、念のために一言さしていただきたいと思ひます。

私はこの向題を取り上げていただきたいという方の考え方なんでありまして、その点、今沢田さんが最後におっしゃつたことと全く同じなんであります。ただ、この向題は性格が非常に複雑でありまして、何か公けの意見として出すのに扱にくい点が非常に多い。のみならず、すわつて黙つておれば済んでしまふような性格も多少は持つてゐるけれども、そういう意味でこの向題を取り上げることは平地に波乱を起すような点も持つてゐるかもしれませんが、私の方の考え方としては、実に前々から個人の立場としては議論して、これを何とかしなければいけないと言つておつたのであります。それは学界の一隅での主張にとどまつたのであります。そこで、こういうようなところで取り上げていただくことは非常に必要なことだ。そのままで済ましておいたのでは、むしろ

大へんよくない事態が起きるのではないかと考えましたので、できるだけ早くこの向題を取り上げていただきたい。この点は、そういう意味で私は先ほど申し上げたのです。つまりそれはこの向題の取り上げ方の難易という点に触れただけで、これをぜひ向題にさせていただきたいという意見、希望という点におきましては、私は決して沢田さんのうしろに落ちるものではないのであります。なお、この意見が平板になつていゝるのではないかとということも、私言葉が足りませんで、そういうふうには私か言つたようにはお聞きとりにいただいたと思ひますけれども、たとえば最低賃金制度の問題一つ取り上げるにしても、ここで私どもが考えておりますのは、潜在失業という向題を扱う限りにおきましては最低賃金を考えるのでありますから、必ずしも私個人としては、今政府の出した最低賃金案と全面的に一致してゐる最低賃金制を考えてゐるわけじゃありません。そういう意味で、経済規模の拡大ということを希望いたします場合にも、ここには常に潜在失業をなくすということから経済規模の拡大といふ

ことを考えているのであります。そういう意味で、ここに出て参りましたいろいろな業は、潜在失業の角度から寄せ集めてきて、これだけのものは潜在失業を処理するためには最小限必要であるというのでこの業ができておるといふように理解しております。二つという意味では、これは潜在失業対策の業としてはいろいろの病気に使つていた業かもしれません。それらの業を潜在失業を克服する意味で使つてほしいということがこの中身なんでありまして、リフはな業になると思います。ただ、目新しい業がないじゃないか、これだけやれば潜在失業がなくなるというようなものはないということでしたら、向題の性質上そういうものはないと考える方がむしろ当りませんが、こういうふうに思つておるのであります。ですから、私は決して業が出ていないというふうには考えていないのであります。ただ、世間的にはしばしばそういう批評がございますが、ここには新聞記者諸君もおられますので、ついでにそういうことを理解していただきたいと思います。

それから人口問題研究会の研究の成果がこちらとどういう関係があるかという点につきまして、会長は積極的にお考えになつていらっしゃるようでありまして、そういう点につきましては、いわば一つの団体での研究というふうにお考えをしておりますが、しかし私どもがこの問題を研究します場合に、自分の能力で集め得るデータというものはほとんどないのです。従いまして、これは人口問題研究所に非常に御苦勞いただいたのでありますけれども、私ども個人としても、現在潜在失業の研究に役立つ資料は可能な限り集めたつもりであります。そして、実は人口問題研究会の方の潜在失業対策の決議案の中には、その当時私どもが見のかしたのものもあるかもしれませぬけれども、利用し得るデータは、労働省のデータであらうと、このデータであらうと利用し得る限り利用したつもりでありまして、それは一応審議会の方には参考資料としてごらんをいただいております。ただその中で潜在失業の数的測定は大へんおぼつかしいのであります。これは今日国際労働機関でも多少その問題にしてい

るはずだと私は記憶しております。その中で一番研究の進んでおるのは日本のように記憶してある。その日本ですら、なおかつおれおれか安心して使えるような資料がないという実情で、これは怠慢であるということよりも、向題自体が複雑であるということから申し上げたわけでありませう。そういう趣旨からいさまして、向題が極にくいということでありませう。これが具体的な資料を使つてないというふうにお考えいただきますと、実はこれに御協力いただいた人口問題研究所に相すまぬことになりました、大へんいろいろな資料を集めていただいたのであります。私どもが論文を書くのと違ひまして、社会に見ていただく必要な限りの資料は集めていただきました。多少省略したのもあります。すけれども、その省略したものは、ここへつけても、あまり専門的でないまかなものと考えたものとか、あるいは、先ほど自分はこう思うかということとで、潜在失業のデータを作つておるというお話がありましたか、そういう主観的なデータに基くものは人口調査には役に立ちませんで、私どもはそういう

うもののあることを知っておりませうけれども、これらはあまり重要には扱はな
かったのではありません。もし幸いにして労働省の方でそういうものを中心にした
いい資料がありましたら、それはぜひ使わなければいけないだろうと思ひます。
ただ、そういう資料の作り方につきましては、まだまだ私は疑問を持つてあり
ます。もう少し客観的な立場に立たないといつかまえにくいじゃないか、こうい
うふうに考えております。

○賀川委員 私は、二十六ページの終りから四行目にある「特に産業教育や職業訓練
の徹底、海外移住の促進」この部分を別行にして、さうして職業訓練、海外移
住の促進のわきに近海漁場の保全、零細農民の保護というようなことを入れて
いただいて、特に別符にしてはつきりわかるように具体案として出していただ
きたい。

以上勸議を提出します。

○永井会長 いかかでございますまい。重ねて申し上げますが、実は何回となく部会

総会を開いて、特に忙かしい体の工藤さんにお願いをいたしました。起草委員長
になつていただきました。数回会合した末この前の案ができました。それで、
さらに先日のお一部份のときの皆さんの考えを伺つて、また工藤委員長を中
心にして案を作りました。それを工藤さんに今さら幹事会でもう一ぺん起草
の、あるいはまた別の特別委員会でも作つてやろうの、ということでは、この
審議会の運営は困難でありますし、オ一工藤さんに対しても相すまない。工藤
さんは温厚の方でありますから、お怒りにはなりませんまいけれども、工藤さん
に無理にお願して、もうどうしても困るというのを、さまげてお
願いしまして起草委員長になつていただき、数回御会合を願ひ、ま
だ最近にも御会合を願つてこの案を作つたのでありますから、もしもここをこ
う直したらよかろうという御意見がありますれば、もう一回起草委員長にお願
いして直すとか、あるいは微細のことならば、私どものところでおしるべく文
字を訂正いたしますか、今日の御審議は十分におやりになりました。それで一
つ結論を出していただけますまいか。それを、御破算にして、幹事会でもう一

べん審議をしろとか、あるいは特別委員会でも作ってやれということでもすと、
せつかく起草委員長をお願いした工藤委員に対しても相すまない結果になりま
す。どうぞそういうことで御了承願えますまいか。なお、御意見は十分におつ
しやつていただいて、決して私どもは即決しようというようなことは毛頭考え
ておりません。

○工藤委員　ただいま会長のお言葉でございますか、私のことは別に御考慮いただく
必要はないのでありまして、答申案の内容が一そうリッはなものかでございますれ
ば、どんな手腕をされてもけっこうであります。ただ向題は、提出の時期に何
か制約があるかというだけでありまして、それに制約がなければ、もう一ぺん
十分御検討を願つて、もし必要が有りますれば直すということでもけっこうだろ
うと思ひます。

○沢田委員　私の申し上げましたのは、また部会を廃いてやるとか、幹事会でやると
かいうことを申し上げたんじゃないやありません。権威ある労働者の代表が来らぬで

どうも分析の結果を出してこられる基礎において不十分なところがあると言われれば、これはどうもゆゆしきことだと私は思ったのです。そうして今会長が工藤委員長に申し上げられたことも全然同感であります。工藤さんとは私多年御懇意になつて、御多忙のことは万々承知してあるのであります。工藤さんも今おっしゃられたのです。それは多分工藤さんの心事も一人お引き受けになつた以上そうだろうと思ひます。ただ、私の主張しておるのは、労働省の側から見られて、どうもこの分析において今度出された基礎に足らぬところがある。そうして労働省の方は、これ以外にこれを雄威づける資料があるとおっしゃるのですから、それはやはりこの審議会はごらんになつて——それはどういふふうにしたら一番いいか知りませんが、工藤さんにごらん願うか、会長にごらん願うか、とにかく部会とか幹事会とかいう関係でなく、この決議案に現われてきます分析が、完璧といつてもおもしろいでしょうけれども、少くとも労働省側でそれならさうだといふように言われるものにしてやることか大

事じゃないか。幸いに工藤さんが言われたように、総会はまた一回も二回も開かれてもいいというのですから、その期間に適当な方法で、少くとも労働省の手持ちの資料をお取り寄せになって、その資料を点検された結果、今できておられます決議案より間違いのないものかできてくるように御考慮願う、そういう手帳をとっていただきたいというのが私どもの念願であります。

○藤原委員代理　大へんしつこくなりますので、私先ほどまで考えておりました問題はきわめて簡単に申し上げます。

実は先ほど会長からいろいろ御説明がございました、この部会の今日までの経過についてはおろかしたのであります、私の方は先週の金曜日が木曜日かには案をお配りいただいたのです、非常に短時日のために必おしも私どもの方で十分な検討ができていないというのが実情でございます。

御承知のように、総理府は内閣が複雑になっておりました、私の所屬してあります官房審議室にいたしましたし、また、労働の一般問題、特に雇用関係では雇用

審議会というものがござります。そういう関係がござりますので、この人口問

六六

題審議会とは特に緊急な連絡をとりたいのでござります。私の方は室長がなつておりますが、私どもの雇用審議会にいたしまして、雇用関係の相当専門の方、知識のある方が相当おられるのでござります。ところが、これはここで申し上げてもないかと思ひますか、専門委員には私どもの雇用審議会の関係の方はどなたも入っていないようでござりますので、今までどちらかといひますと、審議の具合や、専門委員の話にしてもその経過はよくわからないような状況でござります。その点、今後考慮していただきたいと思ひるのでござります。そういうことでありますので、私の希望といひまして、ぜひもう少し時間の余裕をいただきまして、もう一度總會を申ひていただき、その間にいろいろ連絡する方法については適宜お考へいただいでけつこうだと思ひますが、私どもももう一度總會を申ひていただいたらという希望でござります。

それから、この前私用事がござりまして出られませんでしたか、その際に労

ゆ時間なかなり問題になつたように承知いたしました。その労働時間の問題につきましては今度の決議案を見ますと、労働時間も全然取り上げていないようでございますか、この前の部会ですかのときに、とまたか知りませんが、その点についていろいろ論議されたという話です。これは総理府の雇用審議会としまして、昨年の十一月二十五日でありますかの審議会の答甲におきまして、その前に労働時間の問題は非常に討議されたわけがあります。特に委員の方々の中には、これは当面の雇用、失業対策も大事だけれども、むしろ雇用、失業に対する基本的な問題として十分な研究調査をしなければいかぬのだというお話がありました。特にオートメーション化あるいは産業の合理化という点でございますが、一方では経済成長率というものが必ずしもそうあまり高くはとまり得ないという場合には、労働時間の短縮の問題ということは相当は考えるべき問題じゃないかという点からいたしまして、非常にむずかしい問題ではございませうか、雇用、失業対策の問題として一つの様があるんじゃないかというふうな点に考えているのでございませうか、その点につきましては、この

決議の案には出ていないようでありませぬ、ぜひ考えるべき問題じゃないかと
いうふうには私考えております。

それから案の内容を見まして、これは私も決して雇用審議会の立場からと
いうのじゃなしに、私の個人的な意見ということになりますか、例の農業人口、
あるいは亦二次産業の問題というふうな点につきましても、特に対策の面でい
ろいろ問題があるんじゃないか。たとえて申しますと、農業の問題で、経済政
策とそれから保護政策という問題かございまして、この案としましては、経済
政策一本で進むべきだ、これは現在すぐということぢやなしに、遠い将来とい
うあるいは意味かも知れませぬが、それにしまして、将来経済政策一本に立
つてやるということにしまして、今現実の事態からそういう理想の状態に移
つていく過程におきまして、どういふいろいろな政策を考えなければならぬと
か、あるいはどういふ条件のもとにどういふ対策を進めていくかというふうな
問題はいろいろあるんじゃないかと思ひます。ただ方向を示したということだ

けでなしに、その方向へ進むはるるな経過的ないろいろな対策も一応はと
っておかなければならぬじゃないかというふうに考えるわけでございます。そ
れから才二次産業の問題につきまして、重化学工業を今まで偏重し過ぎたので
はないか。——それは重化学工業が偏重されて、化学工業とか機械工業を盛
んにするということについてはけうこうだと思えます。機械工業が盛んになれ
ば重化学工業が盛んになる、重化学工業が発達することか機械工業を発達させ
る道なんぞございます。そういうふうな向題につきまして、この重化学工業と
その他の化学工業の關係はこういうふうに考えられておるのか。これだけでは
いろいろにとれるような気がするわけでございます。そういうふうな向題につ
いても、やはりはつきりした方向を打ち出されること加必要だと思えます。私
幹事に聞いていないのでよくわかりませんが、そういう感じかするわけ
でございます。

そういうふうないろいろな向題がございまして、私どもの立場としましては、

いまだ少し研究の御猶予をいただきたいという気持ちでございます。

100

○永井会長 専門委員を加えることは、企画室長の方へ候補者をおっしゃれば加えるようにいたします。先ほどもおなたか御発言がありましたか、これは単に諮問の機関でありまして、学者が寄つて政府案を作るといふわけじゃないのでございませぬ。ですから、現に厚生省でも企画室においては一切その内容には干渉されませぬ。全部審議会にまかしておいでになる。各省の意見を調整することはまことにけっこうでありますか、お役所のお申し合せでこの決議を作るといふことでなく、やはり審議会の独立の建議諮問の機関として、自主的に、自由に建議することをお認め下さらないとかなかなかうまくまとまらない。それから十分に御審議を願うことは、先ほど申した通りでありますか、もう一べん、研究し直せということでは審議会としては困るのであります。何とかそこは労働省、企画及び内閣の方で考慮してというようなことを御指摘下さると、大へんに案がまとまりやすいのでありますか、何とかそこはお話し合ひでうまくまいり

ますまいか。

○藤原委員代理 私先ほど申し上げました事柄は、決して役所から専門委員を入れてくれというわけじゃございません。この専門委員の名法を拜見いたしますと、相当いろいろの方面から出ているようにございます。その題名が潜在失業対策に關する決議となつていまして、そういうふうなものは、完全雇用、一般雇用を専門的にやるものとして雇用審議会というものがあるわけでありまして、そこには雇用問題に自他ともに許すといえますが、相当専門的な知識と経験を持つておられる方があるのでありまして、そういう点の連絡という点から考えまして、もう少し私どもの方でも連絡をとりたい、こういう意味合いでござい
ます。

それから決議案の点は、私の受け取り方が悪いかも知れませんが、決して役所という立場をなしたに、私も今日は委員の代理として参りまして、実はいろいろ御意見を申し上げたいのでございますが、十分な検討がまだできていない、

そこで、もう少し時間的な余裕をいただきたい。こういうわけでございます。

○徳永委員代理 先ほどから申し上げていることで尽きているのでありますが、会長

の御指摘のように、これは政府の決議をするんじゃないのであって、審議会独自の立場でこれか御決議になるということには、私の方も何ら異論はありません。ただ、先ほどから申されておりますように、現状分析につきましても労務省の見方もあるようであります。それから私の方としまして特に関心を持っておりますのは、先ほど申しました二点でありまして、これは先ほど沢田先生は表現の問題じゃないかというようなお話でありました。表現の問題であれば、われわれ納得のいくように直していただければ、それだけで済むような問題でありませんか、要するに、われわれのこの案に対する受け取り方では、長期経済計画で考えているような経済成長率では潜在失業は解消しないのだという見方については、われわれの見解では同意しかたい。これは皆さん方で御検討いただいて、長期経済計画ができるかどうかという問題はまた別にあらうかと思ひ

ますが、あの程度のもものは、もしできてもだめだといふのであれば、企画庁として賛成いたしかねます。これは審議会の決議としていただければいいわけ
です。

それからいま一つの点は、先ほど申し上げましたように、今後の財政のあり
方につきまして、これはいろいろ考え方はあろうかと思ひます。この会の総意
として、減税よりも、社会教育、社会保険費を出せといふことでありませぬは、
それはまたこの審議会の決議としておれわれとしましては、そういう考え方に
は賛成いたしかねるという点を申し上げているのでありまして、もう一べん調
べ直せといふことではないのでありまして、そういう意見を申し上げたわけ
であります。

○工藤委員 「おれわれ」といふ文字をだいが気になさつた方があるので、オ一部か
らは除いたのですか、その前の「まえかき」オ一部、「オ二部」も歩調をそ
ろえて全部とつていただいたらどうかと思ひます。一ページの五行目、三ペー

「四」
ジの一番しまいの行、十三ページの「対策の方向」の二行目、十四ページの一行目、六行目、十七ページの五行目、十九ページの四行目の「われわれ」はとつていただきたいと思ひます。

○大志摩委員　私移住関係ですから移住の向題に關してお話しようになりますか、さつき沢田委員からのお話に南連して、最後の二六ページに海外の雇用の向題を入れていただいて、われわれとしては非常に感謝いたします。ところがそんならなぜこの前の案に海外の雇用云々という文句を入れなかつたかといひますと、私も前回出て参りました今日二回目で、しかも人口向題そのものの研究はきちめてしろうとでありますけれども、今度資料を拜見しまして、雇用云々と書かれた理由がわかりました。というのは、「まえ加き」の一行目から才二行目にあたりまして、「人口収容力に關する決議」に際して、わが国当面の人口向題の中心が雇用向題にあることを明らかにし、云々と冒頭にうたつておられる。ところが、これについてわれわれは意見がある。この決議そのものは

いつできたか申せば、ここに書いてあるように昭和三十年八月です。ところが、わが国の移住問題というのは、御承知の通り戦前はブラジル方面へ相当たくさん行きました。多い年は三万、五万と行った年もあります。現在日本人の海外における数は八十万、南米が大体五十万、あとは比米、ホノルル、ハワイ方面が一番多いのであります。そして終戦後移住かようやく再開されたのは昭和二十七年です。この決議が現れたのは三十年の八月ですから、再開されておらずか三年しかたたない。日本人は敗戦で、もう当然海外へは行けない。戦争のために向うの移民も帰ってきたとすっかり気分が暗くなっておったのが、サンフランシスコ条約ができたので、それからようやく少しずつ行き出した。従つて、この三十年八月というのは、再開されておらずか三年とたたない向です。そして移住問題というのはその時分からぼつぼつ朝野でやかましくなり、現在でも総理大臣を会長とする海外移住審議会というものがありました。ようやく熱を上げて参っているのであります。そこで人口問題の決議の中へ当然海外移住の問題

を取り入れなければならぬ。それを単に人口問題の中心は雇用問題だといふ
うにうたつてある。そのことか私たちから見れば、はなはだ不十分なんです。
なるほど海外移住の問題は雇用の問題もあります。それは前回私がこの席で申
し上げた通り、移住でも出かせぎのようなものは賃金雇用です。ところが、そ
うじゃなくて、オニの日本の社会をこしらえるようなつもりで、相当な家族が
向うへ行くことになっております。ことに、最近の事実を申し上げますと、た
とえばパラグワイの移住のごときは、毎年三千あるいは五千家族が三十カ年に
あたつて行くような段階になっておる。それを人口収容力というものを国内面
だけから眺めており、雇用というものを中心に考えておられる。なるほど中心
問題としては、まさにその通りでありますけれども、おれおれとしてはその中
心問題だけじゃなく、それに付帯する重要な問題として移住問題はぜひ考えて
おいてもらいたい。従いまして、前の雇用云々というのはそういう頭から出発
されたんだから、自然海外ということになってきます。

そこで、先ほど未お役所の方々や多くの専門家、企画庁、労働省の方々が専門的立場から失業の分析問題について大へん御議論になつて、その内容が不十分だというように被回つたんですか。この分析の問題は大事には遠くないか、何んといつても、日本の人口重症問題はまた何十年も続くんじゃないかと思ひます。この現実問題をどう解決するかという問題であります。分析問題などはどう申しては語弊があるかもしれませんが、それは各省にまかしておつていいじゃないか。現実をどうするか、こういう頭で対策を見ますと、その対策として、一、産業政策の基本方向、二、最低賃金制度その他、三、財政措置と国内体制の整備というように書いてありますか、この才一とか才三の問題は大かいの問題にはついているもので、ちよつとおもしろく見えるのは才二の最低賃金制度の問題で、これだけハクローズ・アップされているように考える。そこで、せんだつて私がここで伺つたところによると、政府は近く最低賃金の問題を法制化するとか、国会に出す、それに間に合わせるようにこの法案も近く出さ

なければならぬというように伺った。ところが、会長さんは、さっきの話では、
ゆつくり審議してよろしいのだと言われる。ゆつくり審議していいものならそ
れはけつこうだと思えますけれども、私の常識からいって、最低賃金制度が人
口収容力にとれだけ寄与するかということです。私も深く研究しておりません
から、少し乱暴になるかもしれませんが、最低賃金制というと、今まで
安い賃金を上げるということになるでしょう。賃金を上げるということになれ
ば、よけいに収容できるかどうか。賃金の上れば、経営者の立場から見れば、
人を減らそうじやないかということになるでしょう。有能な者を雇って、人数
を減らそうとする。そうすると、労働力収容の伸張率というものは縮まるんじ
やないか。そういうことは大事なことに違いないか、それは労働者の生活水
準の向上の問題であって、人間の収容の問題じゃない。ところが、それについ
て総理府の御意見があったか、労働時間の短縮という問題、これは非常にいい
対策ではないかと思う。労働時間の短縮で、今まで十時間働いていたものは八

時間、八時間働いていたものは七時間とすれば、その労力を補充するために、そこに人口の収容力がふえてくる。この方が人口収容という面から考えればいいんじゃないかと思えます。だから、この決議の対策の中にぜひ移住の問題と労働時間の短縮問題は入れることか人口収容に關する問題としては非常によろしいんじゃないか。この対策というものは、人口収容に關する決議案の議論であつて各論なんだから、各論としては具体性のものを盛つた方がいいんじゃないかと思えます。先ほど賀川さんからもいろいろな問題を書いたらどうかというお説がありましたか、私は全然同意であります。なおほかにもあるかもしれませんけれども、政府が今最低賃金制を出すからといつて、それにこの審議会が間に合わすためという問題はそう重要な問題ではないのではないか。むしろ今のような基本問題をここに書いた方がいいんじゃないか。別に最低賃金制を削除していただきたいと申すわけではありません。もつと重要な問題が落ちてゐるような感じかするのでちよつと一言申し上げたわけであります。

○沢田委員　私も今大志摩さんの言われることに同意で、私も人口収容力に關する決議採択の委員の一人ですから申し上げたいのですか、大志摩さんは最近委員になられたので御存じないのですか、この収容力に關する決議をお取り寄せになつてごらん願いたい。移住のことは忘れておりません。実は私加なつてから審議会の同僚の方々は移住の問題は、私から見ると、どうもあまり熱心に考へておられなかつたと思う。そこで私大いにしゃべりまして、最後に、私としては満足でないけれども、五行か六行か、ちゃんといれてもらつております。人口収容力に關する決議で移住のことは忘れてないで、ちゃんとして入つておるのです。ただここに書いてあることは、当箇の中心問題か雇用問題かということを書いておるだけであります。そこで、せんたうて申しあげたように、現在の潜在失業の救済対策の問題にいたしましても、ただ雇用だけに限つては不十分だからというので、起草委員会が海外の移住促進ということを書いてもらつたのです。今日はそこまで議論する必要はないので黙つておるのですか、この案が採択さ

れるときには海外移住促進ということについてもまたお願ひしたいことがあるかありますので、これはそのときにお示し願ひたいと思ひます。

○工藤委員　もう一ぺん總會を用いて検討願つて、その結果に従つて、直すべきところはお直すという程度にしたらいかがですか。

○永井会長　それじゃ私から申し上げますが、工藤さんからおつした通り、もう一回でも二回でもよろしうございますが、来週中にでも用いて、それまでに新しい資料があればしたらお出しを願ひたり、修正意見をお出し願つたらどうでしょうか。労働省で一週間では困るということはないですか。

○中西委員代理　この前御審議になつたような話ですけれども、先ほどとまたがおつしたのですか、最低賃金制審議に關連して、その前にとつたような目的かとおありならばこれは労働省としても、一番悪い言葉を言えは、やぶから棒になつてしまいますし、こういふふうな審議の過程について全然タッチしていかつた、知らなかつたといつてしまつてかまらなうと思ひます。そういう目的

でなく、潜在失業の問題は國民的に限定するのだというもつと左アな形で審議会をやつていただくようにお願いしたい、おれおれの方としては、それは専門委員なり、起草委員の方にござつたかもしれませんけれども、六ヶ
田、八ヶ田という線でもしもお出しになつても、中企業においてはそれで潜在失業を吸収することかできるというふうな結論をばたとて出せるかどうか疑念を持たざるを得ないわけです。それでも少し慎重にやつていただきたいということをし申し上げるわけです。

○永井会長　それでは重ねて、実は昨年の暮れまでにはこの決議案をまとめらつても一年前からやつて参つたのであります。ところが前の会長の下村さんかさくなられたので、いろいろの系統の關係をおくられましたか、潜在失業は最低賃金の問題か世の中で問題になつたから、早く、世間になつたものかというのを知らせることかいいであらうということであるべく早くということをし申したのであります。これは審議は幾らおくれてもやむを得ませんか、しかし、今

おつしやるようにゆつくりやつたらよかろうというようなことでは、あまりに
審議会というものが存在の意義がなくなるのです。これはあなた方委員などで
ありますのら、なるべく近くもう一回開いて、そこで御意見を伺って、直すべ
き点は直すということにしてやることに話がつきますまいか。ただ並ませはい
いのだ、今やつてはいけない、おれの方で最低賃金法案を出すのに、その間近か
に出してはいけない、ゆつくり出せばいいという態度ではこの審議会の立場を
失うんです。審議会というものはそういう意味でできているのじゃないのです
から、どうかそこいらで、来週もう一回総会を開いて、そこで資料があればお
出を願ひ、御意見を伺って、それをもう一度審議するということで御納得が
参りますまいか。いかがでございませう。

○賀川委員 実は労働省ではこの前御意見がありました、われわれは労働省の方の説
明を聞きましたよ。そのとき御出席になつた方と連絡が足りないんじゃないで
しょうか。

○飯沼委員 労竹省も出て来て、われわれ質疑応答をやつたんです。そのたびにでてこられる人かかわるので、その連絡がうまくいつていないで事情がわからないという点からこの審議が進まないということでは仕方がない。

○藤原委員代理 ちよつとその問題に関連して申し上げたいのですか、実は総理府に從來失業対策委員会というものがございまして、それか従来の失業対策ということだけでは必ずしも十分でないから、もつと雇用全般の問題を徹底的に、その現状分析なり、いろいろな対策なりについて研究すべきじゃないかというので、これが解消されました。昨年の四月に新しく雇用審議会というものが生まれました。そしてその雇用審議会は六月早々から活動を開始しまして、六月の十二日に総理大臣から諮問をもらつております。その諮問は、わが国における政策の目標とすべき完全雇用の状態、並ぶにこれが実現のためにとるべき施策大綱という内容でございまして、その諮問に基きいろいろ研究を進めたところか、さあめて困難な、むずかしい問題がございまして、これをどうし

てもこの際政策の目標としての完全雇用の線を出すべきじゃないかということ
で、就業状態分析からやろうということ、就業状態分析をやっているわけであ
ります。それから就業状態分析と平行していろいろな対策も同時に研究してい
つて、それもこまかい対策とまろはいかない大綱ですが、そういうものを立て
たい。そしてこの際完全雇用についての施策というものもどうしても打ち立て
たいという気持を持っているわけです。そこで、そういう雇用の向題は非常に
重要でございまして、労働省が今慎重におやりになりたいという気持はよくわ
かると思っています。私どもの雇用審議会の方も会を開いていろいろ討議をしなけ
ればならぬと思っておりますが、雇用審議会の意見ということになりますと、なか
なかとまらぬと思えます。ただ総理府としては、一応適當な機会にその結論を
お出しにしたいというお気持がございまして、雇用審議会とは別個に、と
いつてはおかしいですが、意見をある程度求められると思えます。ただ先ほど
も申し上げましたように、非常に期間が短かつたということなんであります。

二天
そこで、私の気持としましては、適當な時間を経ていただければ、という気持
でございます。総理府の気持はそういう気持でございます。ただ雇用審試会の
気持はまた別だと思ひます。

それと先ほどいろいろお話が出ましたのでこの際ちよつと一言だけ申し上げ
たいと思つたのです。私も今まで申し上げましたように、雇用失業という問
題は専門委員かその問題に大体限定していろいろ研究していこうというつもり
でございます。潜在失業対策に關する決議案とかなり重複する部面があるわ
けなんであります。これは私は重複する面があつてもさしつかえないと思ひま
す。ただそういうふうな雇用審議会の立場も私いろいろ考へているのでござい
ます。か、この決議案の中に、行政機関相互に緊密なる連絡を保つという部分か
あります。か、そういう緊密なる連絡という点から見まして、人口問題審議会も
政府の付属機関、それから私も多少タッチしております雇用審試会も政府
の機関でありますので、相互の緊密なる連絡を保ちたい、そこでお互に協力して

やるわけでありませうか、今後とういうふうには協力態勢をとつたらいいかという問題もいろいろ考えているわけでありませう。その点いろいろお考え願いたいと思ひます。

○永井会長 堀田委員御意見を聞かして下さい。

○堀田委員 私がこの問題に關係しておつたのは前のことで、最近の情勢に暗いものがありますから格別具体的な意見も持ち合せかねないのでありますが、前回及び今回御審議の模様を伺つておりました、大体問題の所在点は——私かタツ子しておりましたのは、約十数年前のことで、相当古い時代のことになつておりますが、敗戦という点で、現在のいろいろの資料と比べてみましても、本質的にはさほど変りかかないように存じますので、あるいは尙遠つた点がありましたら御叱声いただくとしましてお話しすることは、この潜在失業の問題は、ほんとうにこれか適切な対策で解決されますならば、ほんとうにわが国の人口問題はなくなつてしまふといつてもいいくらいの大きな問題であり、またそれだけ

にその対策も、ここに御列挙になつてゐることだけで潜在失業問題が解決されるとはどなたもお考えにならない、当面の問題として、まずここから手加けていこうというおほしめしじやなからうかと私推察しておるのであります。

数々の対策が全部効を奏して初めてこの問題が解消するものと考えますので、おそらく現下の一番緊要な手加かりのつくところからやつていく、そして当面の問題だけに限定されて、ここに対策としておあげになつておられるのではなからうかと拝見したのでございます。その意味から考えまして、根本的な対策というものを理想的にやりましても、おそらくそれは陰にかいたちあひだいなようなものになつてしまつて意味がない、むしろ現下の情勢に直面した潜在失業対策の手加かりのつくところからやつていく、そうしてどなたかおっしゃつたように、潜在失業の問題を国民一般に深く認識してもらつて、みなかその気持で官民協力して進むということが一番大事なことだと私はこんなふうにお考えしております。そういう意味から申しまして、ここに掲げられております対策はそれ

それけつこうなものであり、その点について、私心から賛成いたします。

また、先ほど労働省からいろいろ御意見がございまして、潜在失業の線の引き方といたしますか、とり方について、もう少し慎重に考えるべきじゃなからうか、また、総理府の方から、雇用審議会も一方にあることだし、それと歩調を合せるべきじゃないかという御意見もあります。いずれもごもっとものように拝聴しておたのであります。しかし、潜在失業という言葉自身の経緯と申しますか、潜在失業というものをどこで区切るかということ自身が最初からの大きな問題であらうと思うのであります。一口に潜在失業といつても、中にはいろいろな種類のものかみな入っているのであります。従いまして、それそれの御所管から、先ほど私の申しましたように、手がけられるところから手がけていくという見地から、各省それぞれそれの立場、あるいは御所管のそれぞれ立場からお考えになった場合、その範囲の切り方と申しますか、定義のきめ方、線の引き方等につきまして、そこに多少違ってくるのはやむを得ないかと思ふ

130
のでありまして、一応潜在失業という問題で国民全体の認識を深めるために提案し、それに対して目下の急務としておる問題をまずここに掲げ、おいおいに経済の伸展、民生の安定と申しますか、経済水準の上ってくるものと相待ちまして、将来またいろいろいな対策が生れてくるんじゃないか。敗戦後の現下の状態においてこの問題を考える場合に、まずこれだけのことから手かけていって、そうして国民全体のこの問題に対する認識を深め、各般の対策と相待つて、生活水準が上り、雇用の内容がだんだん近代化してくるようにする才一歩か今度の答申の意味じゃないかと思ひます。そのような意味におきまして、この案文につきまして、それそれの立場から字句の点なり、あるいは数字の点なりについて直し得るものか、あらは御訂正いただきまして、先ほどお話のようには、一回なり、二回なり御審議を重ねられて答申を採択していただいでけつうだと思ひます。かように考えます。

○永井会長 福田委員、どういふ工合に扱いますしうか。

○福田委員 この案文をめぐつての皆さんの御意見を伺つておきますと、私個人として、堀田さんか仰せになりましたことと全く同じであります。つきましては、先ほど会長からお話になりました来週中にもう一回総会を開くということとは、まことに時宜になつておるようには私拝聴いたしました。賛成いたします。

○永井会長 それでは、大体皆さんの御意向もわかりましたから、来週月曜日にいたしますか、火曜日にいたしますか、よく事務当局と相談いたしましたら皆さんに御通知申し上げます。

○工藤委員 ただ、この次考えできていただく資料といたしまして、さつき総理府の方から時間短縮の御発言がございましたが、その点で申し上げたいことは、労働短縮はけっこうですが、実際問題としてはそうすっきりいかぬ点があるので、また時間かあまり短かくなり過ぎてパートタイムということになりました。も問題があるようです。私の近所に女の人がおりました、散歩のときにうちの

犬かちよつと手をひつかいたというので、すごい抗議を受けたのです。それで
お見舞いに行つてみましたら、本来はいい人なのですか、パートタイムで、今
潜在失業的に状態にあるので非常に気が立っておつたということ、その奥さ
んかあやまっておられましたか、そういう点ですっきりかぬところがあるよ
うです。

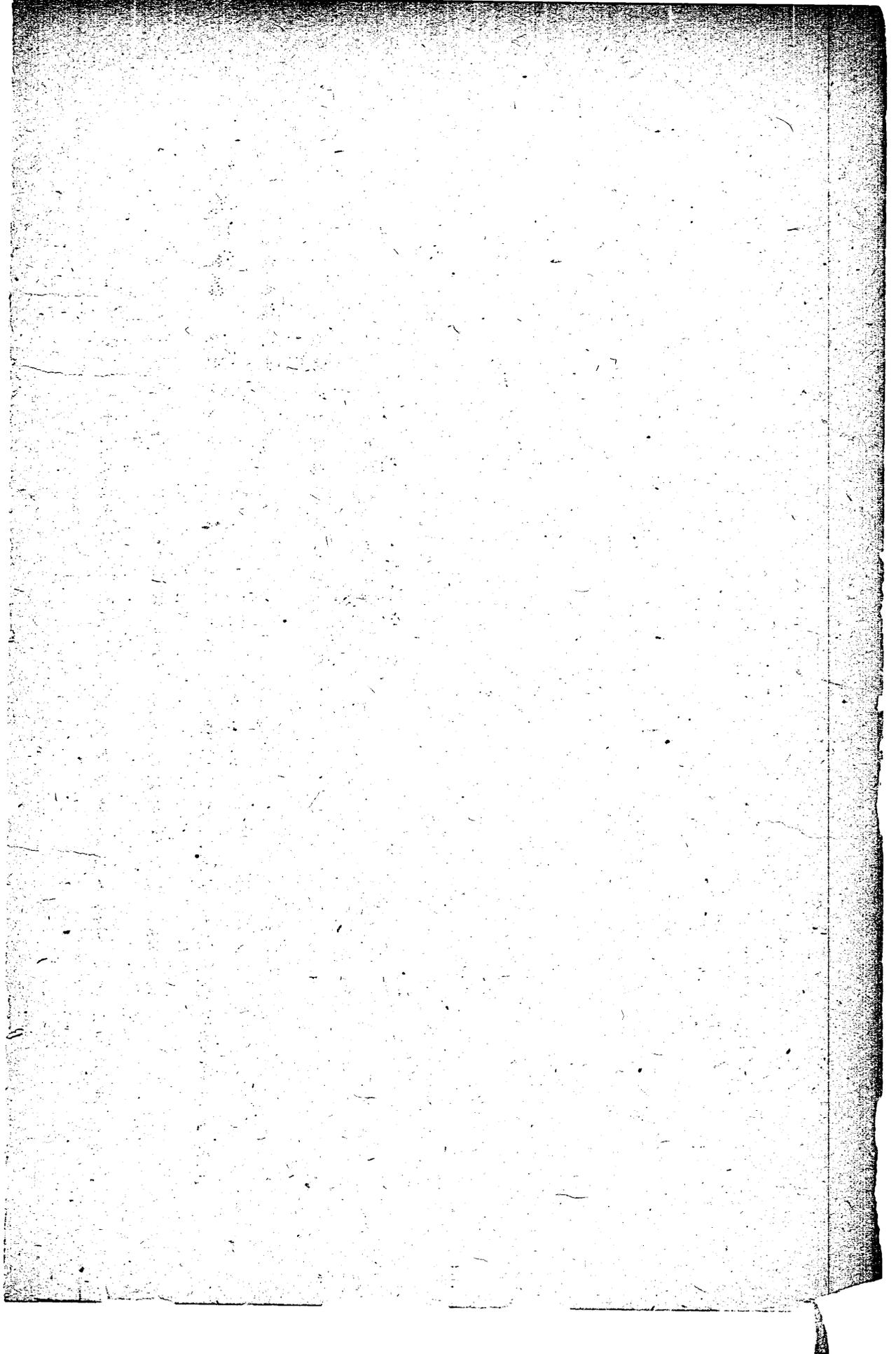
それからもう一つの問題は、加工産業、あるいは雑貨産業にもう少し重点を
切りかえたらということでありませうか、これはこの決議案にも現われておりま
すように、経済効果だけでなく、雇用効果もねらつた案を作ってもらいたいと
いうことか基本なんであります。従来戦争経済ということ、前のような観
念を頭に置く必要はないだろう、ところかしらさしらずにこれにとらわれるもの
ですから、重点産業、基幹産業というものに重点がかかり過ぎておりはせぬか。
今後は國際分業的になりました。日本の輸出を伸ばしていくということになれ
ば、そういう加工面に力を入れていった方が経済の伸び方も早いと思ひます。

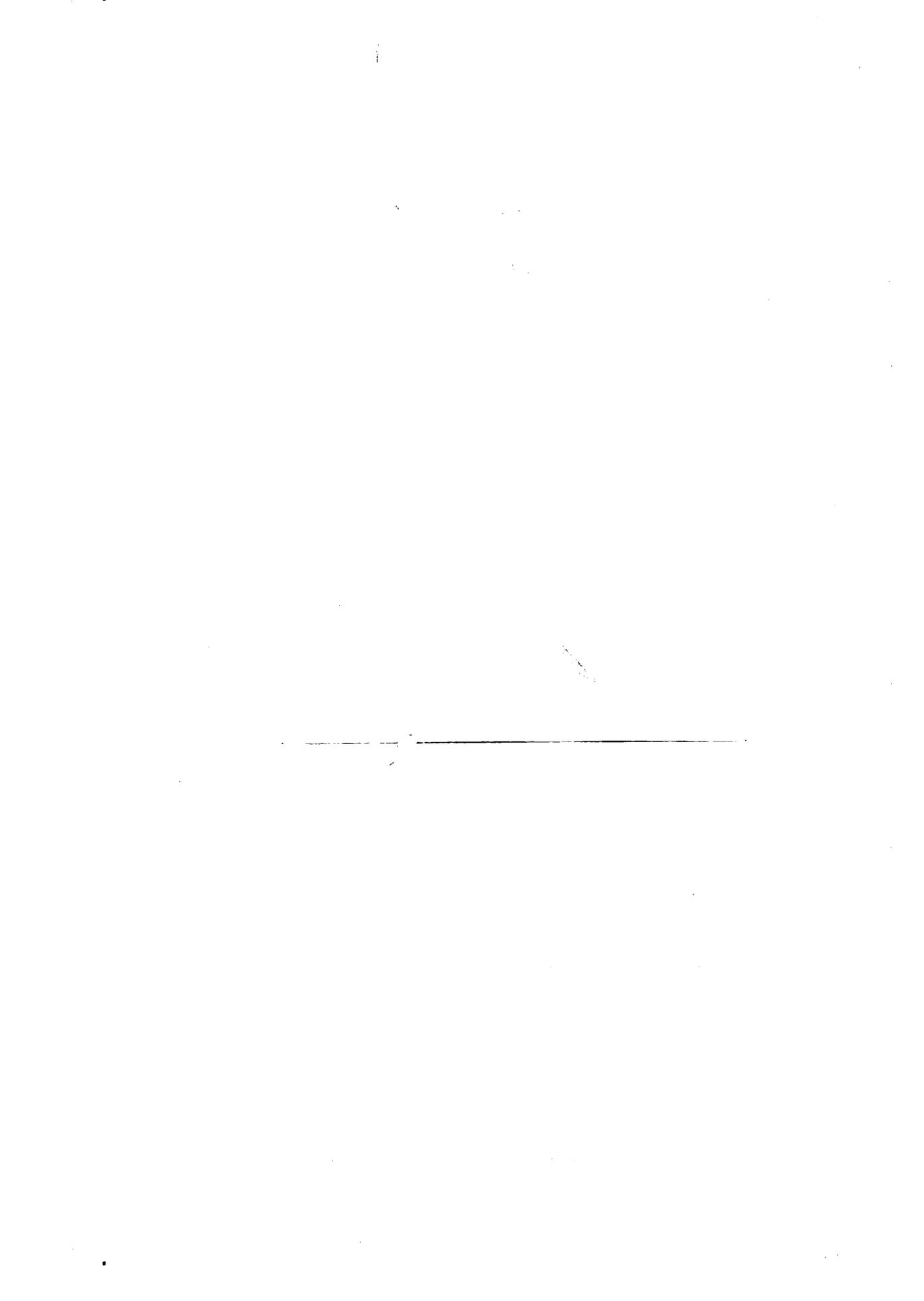
こうすれば、もつと日本の経済のバランスがうまくいくだろうという考え方で
できているのですから、その点よくお考えいただきたいと思ひます。

○永井会長、それじゃさういうことにして、来週中に日にちをお打ち合せをしてお知
らせ申し上げます。

それではありがとうございます。

午後四時五十五分散会





国立社会保障・人口問題研究所



1 0 3 8 2 1